

参 照 資 料

防 衛 省 改 革 会 議

目 次

	(頁)
[資料 1] 海上自衛隊補給艦から米補給艦への給油量取り違え事 案について (中間報告)	1
[資料 2] 「あさゆき事案」をはじめとする情報流出事案について …	1 1
[資料 3] イージスシステムに係る特別防衛秘密流出事案について …	1 3
[資料 4] 艦船事故調査委員会による調査について	2 5
[資料 5] 違法射撃事案に関する評価及び教訓	3 7
[資料 6] 高性能20ミリ機関砲(CIWS)の不時発射事案について	4 7
[資料 7] 海上自衛隊補給艦「とわだ」の航泊日誌誤破棄事案に ついて (中間報告)	5 1
[資料 8] 護衛艦「しらね」の火災事案について	6 7
[資料 9] 総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書	8 3

平成19年10月29日

防 衛 省

海上自衛隊補給艦から米補給艦への給油量取り違え事案について

(中間報告)

1 事案発覚の経緯

平成19年9月20日、民間団体から平成15年2月25日における海上自衛隊（以下「海自」という。）補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」等への給油量に関しての指摘がなされたことを踏まえ、防衛省内で事実関係の確認を行ったところ、当時、現地から送付されてきた給油量に関するデータを海上幕僚監部（以下「海幕」という。）において集計する作業を行った際に、担当者が米補給艦「ペコス」への給油量を、同じ日に給油した他艦艇（米駆逐艦「ポール・ハミルトン」）への給油量と取り違えて数字を入力していたことが判明した。

2 事案の概要

本事案は、4年以上前に生じたものであり、当事者の記憶に不確かな部分があるなどの事情があるものの、現在までに把握した事実関係は概ね次のとおりである。（組織名及び役職は当時のもの。）

(1) 給油量の入力ミスについて

ア 平成15年2月26日未明、インド洋方面派遣部隊・派遣海上支援部隊指揮官から海上幕僚長等に宛てて、平成15年2月25日に、海自補給艦「ときわ」が米補給艦「ペコス」に「3,000KL」を、他艦艇（米駆

逐艦「ポール・ハミルトン」)に「812KL」を給油した旨が記載された「行動報告」(電報)【資料1】がなされ、海幕防衛部運用課(以下「海幕運用課」という。)及び海幕装備部需品課(以下「海幕需品課」という。)がこの電報を受領した。

また、海自補給艦「ときわ」艦長から海上幕僚長等に宛てて、当該給油に関わる受領証の写しが添付された「提供実施(報告)」(電子メール)

【資料2】も送信されており、海幕運用課及び海幕需品課がこの電子メールを受領した。

イ 「行動報告」(電報)【資料1】に基づき、海幕運用課オペレーション・ルームでは、毎日、当直が海幕防衛部長に対する報告資料として「テロ対策特別措置法に基づく対応措置としての協力支援活動等実施記録」【資料3】を作成している。

また、「提供実施(報告)」(電子メール)【資料2】に基づき、海幕需品課では、課内の業務用資料として、燃料の譲与実績を累計した資料(「艦艇用燃料譲与実績」)【資料4】を、パソコンソフトを用いて作成している。

ウ これらの資料には、平成15年2月25日における海自補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」への給油量は正しく記入されていることが確認された。

エ 一方、海幕運用課オペレーション・ルームでは、「テロ対策特別措置法に基づく対応措置としての協力支援活動等実施記録」【資料3】のほかに、「行動報告」(電報)【資料1】に基づき、オペレーション・ルーム内の業務用基礎資料として、パソコンソフトを用いて給油量の集計表(「テロ特措法に係る協力支援活動実績(補給・輸送実績)」)。以下「集計表」という。)【資料5】を作成しており、この集計表【資料5】は必

要に応じて更新し保存されている。

オ しかしながら、平成15年2月25日の給油量が記載された集計表〔資料5〕には、米補給艦「ペコス」に「812KL」、米駆逐艦「ポール・ハミルトン」に「3,000KL」と取り違えて入力されていることが確認された。

集計表〔資料5〕に給油量を取り違えて入力したのは、平成15年2月26日頃（正確な入力日時は記録されていない。）の海幕運用課オペレーション・ルームの勤務員であった幹部自衛官7名（A2等海佐、B3等海佐、C1等海尉、D1等海尉、E1等海尉、F1等海尉及びG2等海尉）のうちのいずれかであると推定される。しかし、当該勤務員から聴取したが、入力者を特定することはできなかった。

（2）マシュー・G・モフィット司令官の発言を受けた対応について

ア 平成15年5月6日の報道〔資料6〕によれば、米空母「キティーホーク」を含む米海軍第5空母群のマシュー・G・モフィット司令官は、米海軍横須賀基地での記者会見において「我々は海上自衛隊から米軍の補給艦を経由して間接的に計約80万ガロンの燃料補給を受けた。日本政府の協力に感謝する。」と述べたとされている。

イ 平成15年5月8日、海幕防衛部防衛課長H1等海佐（以下「海幕防衛課長」という。）は、モフィット司令官の発言に係る報道に対応するため、対外応答要領（特定されていない。）を海幕防衛課員（特定されていない。）に作成させた。

海幕防衛課長が当該対外応答要領の作成を命じた海幕防衛課員が特定されていないため、対外応答要領を作成する際、誰がどの資料を用いて米補給艦「ペコス」への給油量を約20万ガロンと認識したのかは明らかでは

ないが、当時の海幕防衛課のファイルには、メモ書きのある集計表〔資料 7〕が綴じ込まれていた状況から判断すれば、海幕防衛課内において、メモ書きのある集計表〔資料 7〕に記載された、海自補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」への給油量を誤って示す「8 1 2 K L」というデータを使って、当該対外応答要領に海自から米補給艦への給油量は約 2 0 万ガロンであると誤って記載したものと推定される。

ウ 海幕防衛課長は、平成 1 5 年 5 月 8 日の午後、海自補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」への給油量は約 2 0 万ガロンであるという内容を、統合幕僚会議議長の記者会見前に同議長に対し説明した。

エ 平成 1 5 年 5 月 8 日、1 4 時 3 0 分頃、統合幕僚会議議長は、記者会見〔資料 8〕において、記者からの質問に答え、「（前略）2 月 2 5 日にキティーホークが米国の補給艦から 8 0 万ガロンを受給しています。そのことの前になりますが、同日に海上自衛隊から同補給艦（注：米補給艦「ペコス」）に約 2 0 万ガロンの補給を実施しています。（中略）キティーホークが海上自衛隊から受けた油をイラク作戦で使用されたことはなかったと、ご理解いただきたいと思います。」と給油量を誤って説明した。

オ 平成 1 5 年 5 月 8 日、1 7 時頃、海幕防衛課長は、統合幕僚会議議長の記者会見を受けて、防衛庁内において記者ブリーフィング〔資料 9〕を実施し、「海上自衛隊の補給艦が同日（注：平成 1 5 年 2 月 2 5 日）米補給艦に 2 0 万ガロンの給油を行ったことは、既に統幕議長が述べたとおりです。」と説明した。

（注）資料 5 の文書と資料 7 の文書は同じ集計表の同一頁である。資料 5 の文書の右肩に「9 / 1 2」とあるのは、この表が「全部で 1 2 頁ある表の 9 頁」であることを意味している。一方、資料 7 の文書は、右肩に「9 / 1 1」とあり、これは「全部で 1 1 頁ある表の 9 頁」を示している。両資料で総頁数が異なるのは、資料 7 がプリントアウトされ、他資料とともに綴られた時点（平成 1 5 年 5 月 8 日頃）では、総頁数が 1 1 頁であったが、その後データが

追加され、最終的にはこの資料は、総頁数12頁の資料となったためである。なお、この集計表は、平成15年5月22日現在の形でコンピューター内に保管されており、資料5は、この保管されている表を平成19年10月の時点でプリントアウトしたため、総頁数が12頁となっているものである。

(3) 給油量の誤りを認識したことについて

ア 平成15年5月9日、海幕需品課燃料班長J2等海佐は、新聞報道〔資料10〕で、海自補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」へ補給された燃料が約20万ガロンとされていたため、その内容に誤りがあることに気付き、同日、海幕防衛課（人物は特定できない。）に、その旨を指摘した。

イ その指摘を受けて、海幕防衛課長は、海幕防衛課員ら（海幕防衛課防衛班先任K1等海佐等数名の者がいたと考えられるが特定されていない。）と検討した結果、既に統合幕僚会議議長が平成15年5月8日の記者会見で海自補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」への給油量は約20万ガロンである旨を述べていること、日本側からの確認に対する平成15年5月7日付けのリチャード・A・クリステンセン 在京米国大使館公使から守屋武昌 防衛庁防衛局長宛の書簡〔資料11〕で「海自から米海軍に提供される燃料が、これまでも、今後もテロ特措法の趣旨と目的に反して使用されることはない。」旨の回答を得ていたこと、米空母「キティーク」への間接給油問題が沈静化しつつあったため、米補給艦「ペコス」への給油量が例え80万ガロンであっても米空母「キティーク」が不朽の自由作戦従事中に当該燃料を完全に消費することは確実であり、米海軍が目的外の使用をすることはできないだろうと判断したこと、給油量が間違っていた件は、本質的な誤りではなく、この時期に事務的な数字の誤りの訂正のみをするまでのことはないという結論に至ったこと、さらに、燃

料に関する報告について海幕防衛課は直接関与することとなっておらず、海幕防衛部内では海幕運用課系統で、海幕装備部内では海幕需品課系統で報告されることとなっていたため、訂正はそれらの系統で行われるべきものと認識していたことから、上司への報告や内局への報告を行わず、当該誤りに係る訂正の措置をとらなかった。

ウ 統合幕僚会議議長、海上幕僚長、海上幕僚副長、海幕防衛部長及び海幕装備部長は、本件給油量の誤りを認識していなかった。

(4) 内部部局における給油量に関する国会答弁資料等の作成について

ア 防衛局防衛政策課は、平成15年5月8日の統合幕僚会議議長の記者会見で同議長が述べた給油量の数値を基にして、以後の防衛庁としての対外応答要領〔資料12〕を作成した。

問1については、長官官房文書課、運用局運用企画課、運用局運用課及び海幕防衛課と、問2については、長官官房文書課、運用局運用企画課、運用局運用課及び管理局装備企画課と調整が行われた。

イ 他方、内部部局関係課（管理局装備企画課及び管理局艦船武器課需品室）の担当者は、本件海自補給艦「ときわ」から米補給艦「ペコス」への給油量に関する正しい数値が記載された資料を海幕から受領していたが、平成15年5月8日の統合幕僚会議議長の記者会見で述べられた数値が誤りであることを認識することはなかった。

ウ 具体的には、管理局装備企画課の担当者は、平成15年3月11日に、海幕装備部装備課から正しい給油量を記載した海上幕僚長から防衛庁長官宛ての「テロ対策特別措置法に基づく物品の提供実施について（報告）（海幕装備第1371号。15. 3. 10）」〔資料13〕を受領し、物品管理上の記録としてファイルに保管した。当該文書は、管理局装備企画

課における対外応答要領の担当者により参照されることはなかったとみられる。

また、管理局艦船武器課需品室の担当者は、予算執行管理の観点から月毎の給油量や所要経費を集計した資料〔資料 1 4〕を作成するため、海幕需品課から、正しい給油実施日や正しい給油量等が記載された予算関連資料を受領していたとみられる。しかしながら、当該担当者は個別の艦艇への給油量の一々に着目して当該資料を取り扱うことはなく、また、当該資料が管理局艦船武器課需品室における対外応答要領の担当者により参照されることはなかったとみられる。

エ 平成 1 5 年 5 月 8 日の統合幕僚会議議長の記者会見を受けて、防衛庁としての対外応答要領〔資料 1 2〕問 1 の作成に当たっては、管理局装備企画課及び管理局艦船武器課需品室には合議^{あいぎ}がなされていなかった。

また、管理局艦船武器課需品室においては、平成 1 5 年 5 月 1 6 日の衆議院安全保障委員会での今川正美議員からの「海自が補給を行った 2 0 万ガロンの燃料の種類は艦船用か航空機用か。」との質問に対する答弁資料〔資料 1 5〕の作成にあたり、運用局運用課から合議を受けていたが、艦船用燃料の航空機燃料への転用の可能性に着目して当該合議に対応したこともあり、「2 0 万ガロン」という数値の誤りについて認識することはなかった。

以上のことから、管理局装備企画課及び管理局艦船武器課需品室においては、その後、民間団体に指摘されるまで、本件給油量の誤りを認識するには至らなかった。

オ 防衛事務次官、防衛局長、運用局長及び関係する幹部は、本件給油量の誤りを認識していなかった。

カ 以上に述べた事情により、福田内閣官房長官が平成 1 5 年 5 月 9 日の記

者会見〔資料16〕において、石破防衛庁長官が平成15年5月15日の参議院外交防衛委員会〔資料17〕において、平成15年5月8日に作成された防衛庁としての対外応答要領の答弁ラインに沿って、海自補給艦（「ときわ」）から米補給艦（「ペコス」）への給油量は誤った数字である「約20万ガロン」である旨の説明をすることとなった。

3 事案の問題点

本事案の発端は、事務的な数字の入力ミスであるが、その後、海幕防衛課長らは、重大な情報の取り違えに気付いたにもかかわらず、上司や内部部局への適切な報告や訂正の措置をとらなかったもので、これは防衛省・自衛隊の事務処理のあり方に対する信頼を損ねるとともに、文民統制に係る極めて重大な問題である。

本件事務処理上の問題点については、次のとおりと考える。

- (1) 各担当者は、業務上の誤りを認識した場合には、上司や関係部局に報告し、その誤りを訂正するための措置を執るべきであるところ、本件について海幕防衛課長らは誤りを認識したにもかかわらず、上司や内部部局への報告や誤りの訂正を一切行わなかった。
- (2) 内部部局及び各幕僚監部における国会答弁資料を含む対外応答要領の作成においては、各担当者がその根拠資料等について自ら精査し、さらに、関係者が改めて点検すること等の確認作業の仕組みが確立されておらず、その結果、国会答弁資料の作成に当たり、誤りの数字が確認されないまま用いられた。

4 再発防止策

このような問題点を踏まえ、今後、かかる誤りを二度と繰り返すことがない

ように、次のとおり再発防止策を講じる。

- (1) 国会答弁資料をはじめとする重要な業務用資料の作成に関しては、関係部局複数の者による確実な点検を実施するため、内部部局及び各幕僚監部における関係部局が必ず相互に確認し合う仕組みを確立する。
- (2) 業務上の問題点を認識した場合には、必ず上司へ報告する。
- (3) 平成19年10月22日付けで設置された防衛大臣を委員長とする「文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会」において、文民統制の徹底を図るため、中長期的観点から、組織改革をも含む抜本的改革案を検討し、本年度末までにこれを取りまとめ、所要の措置を講じる。

5 今後の予定

今後も引き続き必要な調査を行うとともに、早急に厳正な処分を行い、公表する予定である。

「あさゆき事案」をはじめとする情報流出事案について

1 護衛艦「あさゆき」情報流出事案

当事者（海曹長）は、平成17年1月頃から約1年間にわたり、利便性及び職務上の知識技能向上等のため、海上自衛隊の訓練、通信に関する秘密情報を含む業務用データを可搬記憶媒体により無許可で艦内から持ち出し、自宅パソコンに保存。当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピューターウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成18年2月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「停職30日」、関係者（あさゆき前艦長）「減給1月1/15」等

2 その他の情報流出事案

(1) 自衛隊病院情報流出事案

当事者（3等空佐）は、平成16年6月から平成17年6月までの間、データのバックアップのため、数回にわたり、59名の個人情報記載された業務用データを可搬記憶媒体等により無許可で持ち出し、自宅パソコンに保存。当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピューターウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成17年9月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「減給2月1/6」、関係者（部長）「訓戒」等。

(2) 輸送艦「おおすみ」情報流出事案

当事者（3等海曹）は、平成15年2月、艦内において私有ノートパソコンで作成していた資料に、秘密事項でないと誤認識して通信に関する秘密情報を記載し、ハードディスクに保存。平成16年12月、当該パソコンが不調をきたしたことから、再セットアップのため、当該パソコンを無許可で艦内から持ち出し、自宅の別のパソコンに当該秘密情報を含む業務用データを保存。当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピューターウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成17年12月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「停職6日」、関係者（おおすみ前艦長）「訓戒」等。

(3) 第4化学防護隊情報流出事案

当事者（2等陸曹）は、平成17年7月から8月頃までの間、職務上の知識向上のため、職場の官品パソコンで作成した教育訓練等に関する業務用データを可搬記憶媒体により無許可で持ち出し、自宅の私有パソコンに保存。当該パソコンにおいて家族

がファイル共有ソフトを使用し、これがコンピュータウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成18年2月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「減給1月1／30」、関係者（前隊長）「注意」等。

(4) 佐世保造修補給所（契約本部長崎支部）情報流出事案

当事者（1等海尉）は、平成15年10月（当時：佐世保造修補給所所属）から平成16年10月頃までの間、将来の業務の参考とするため、数回にわたり、海上自衛隊の定期・年次検査等に関する業務用データを可搬記憶媒体により無許可で持ち出し、自宅の私有パソコンに保存。当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピュータウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成18年2月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「注意」、関係者（前艦船部長）「口頭注意」等。

(5) 第7空団情報流出事案

当事者（2等空尉）は、平成16年7月、自己の業務に関わる勉強のため、教育等に関する業務用データを可搬記憶媒体により無許可で持ち出すなどし、自宅の私有パソコンに保存。当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピュータウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成18年2月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「注意」、関係者（前第305飛行隊長）「口頭注意」等。

(6) 第14旅団情報流出事案

当事者（3等陸曹）は、職場以外の私有パソコンで業務用データの取扱いが禁止されていたにもかかわらず、これを継続し、当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピュータウイルスに感染した結果、当該データが流出。平成18年8月、流出を確認。

処分等については、流出当事者「減給2月1／5」、関係者（中隊長）「戒告」等。

(7) 第83航空隊情報流出事案

当事者（2等空尉）は、職場以外の私有パソコンで業務用データの取扱いが禁止されていたにもかかわらず、これを継続し、当該パソコンにおいてファイル共有ソフトを使用し、これがコンピュータウイルスに感染した結果、取得した音楽・映像等のデータを私有の外付けハードディスクに保存するため、当該パソコンと当該外付けハードディスクを接続したところ、当該外付けハードディスクに保存されていた業務用データが流出。平成18年11月、流出を確認。

イージスシステムに係る特別防衛秘密流出事案について

1 はじめに

(1) 経緯

平成19年1月20日、神奈川県警察が、海上自衛隊第1護衛隊群（横須賀）所属の護衛艦「しらね」の乗組員である2等海曹A（以下、階級は20年3月1日現在のもの。）の自宅を妻の「出入国管理及び難民認定法」違反の容疑で捜索したところ、秘密の疑いのある情報を記録した外付HDが発見された。

秘密の取扱いに係る法令違反の疑いがあることから、神奈川県警察は捜査を進め、19年4月4日からは、神奈川県警察と海上自衛隊警務隊が協力して捜査を実施した。その結果、同年12月13日、14年当時海上自衛隊艦艇開発隊（横須賀）に所属していた3等海佐Bがイージスシステムに係る特別防衛秘密を漏えいした容疑で逮捕（19年12月28日起訴）されるとともに、同月25日までに、自衛官4名（3等海佐C、1等海尉D、2等海曹E及び海士長F）が書類送致（20年1月11日起訴猶予）された。

(2) 調査の実施

海上自衛隊においては、神奈川県警察と海上自衛隊警務隊が協力して捜査を行うこととなった平成19年4月4日、海上幕僚監部に海上幕僚副長を長とする調査委員会を設置し、捜査に配意しつつ、事案の全容の解明に向け調査を実施してきたところである。

これまでの調査においては、3等海佐Bから2等海曹Aまでのイージスシステムに係る特別防衛秘密流出の経緯及びそれ以外の者への流出の有無について明らかにするため、隊員への聞き取り調査や隊員が保有する私有PCに保存されているデータの確認・分析等を実施した。

以下は、現時点までに調査が終了した事項についてとりまとめたものを報告するものである。

2 調査結果

(1) プログラム業務隊関連

ア 流出した資料の作成

イーゼスシステム等のプログラムの作成、維持管理等を担当する部隊であったプログラム業務隊(横須賀)のプログラム第2科に勤務する3等海佐G、3等海佐H、3等海佐Iは、平成9年頃から12年頃までにかけて、同部隊への新着任者の教育に使用する目的で、米国留学中に得たイーゼスシステムの性能等に関する知識や米国から供与された文書等を参考に、「イーゼス概要」と題するパワーポイント資料等の教育用資料を作成した。

これら資料の中には、日米相互防衛援助協定等に基づき米国から供与された装備品等の性能等についての情報が含まれていたことから、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」に規定する特別防衛秘密(以下「特別防衛秘密」という。)に該当するものがあったが、特別防衛秘密としての登録は行われぬなど不適切に取り扱われた。

当該資料は、立入禁止区画であるプログラム業務隊プログラム第2科に置かれた官品PCに保存されていたが、14年3月、プログラム業務隊が廃止され、新たに艦艇開発隊がイーゼスシステム担当部隊となったことから、同隊開発部艦艇第2科へ引き継がれた。

イ 流出の経緯

(ア) 3等海佐Bから3等海佐Cへの流出

艦艇開発隊開発部艦艇第2科に勤務していた3等海佐B及び第1術科学校(江田島。以下「1術校」という。)砲術科に勤務していた3等海佐Cは、平成14年5月から7月までの間、「イーゼスシステム幹部課程」履修のため米国へ留学することとなった。留学に先立ち、3等海佐Bは、上司である3等海佐Iから「イーゼス概要」と題する資料等を用いて教育を受けた。

3等海佐Bは、留学中の参考とするため、当該資料をSDカードにコピーして自宅に持ち帰り、私有PCにコピーした。当該SDカード内のデータは、その後削除された。

3等海佐Bは、留学から帰国後、艦艇開発隊においてイーゼスシステムの担当とならなかったことから日常的にはイーゼスシステムに係る特別防衛秘密にアクセスすることはなかったものの、業務上の必要から当該秘密

にアクセスすることを認められていた。また、3等海佐Cは、1術校において、「イージスシステムの概要」という教務を担当することとなった。

14年8月頃、3等海佐Cは、この教務で使用する教育用資料を作成するため、3等海佐Bに参考となる資料を送付するよう依頼した。

3等海佐Bは、ともに留学しイージスシステムに係る教育を受けた者からの依頼であり、特別防衛秘密を含む資料を提供しても問題ないと誤って考え、上司である3等海佐Iに送付の了解を求めた。

3等海佐Iは、送付される資料は留学時の成果をまとめたものであり留学中に得た知識を留学生同士で共有することは特に問題ないと考え、内容を確認することなく、送付を了解した。

3等海佐Bは、特別防衛秘密を送付するために必要な手続きを行うことなく、官品PCに保存されていた「イージス概要」と題する資料を含む教育用資料（以下「イージス資料」という。）をCDにコピーし、3等海佐Cに送付した。

3等海佐Cは、当該CDを受領して砲術科教官室内で保管した。

(イ) 3等海佐Cから1等海尉Dへの流出

平成14年10月、砲術科教官であった1等海尉Dは、イージスシステムに関する知識がないため、担当するイージスシステムに関する教育をどのように実施すべきか3等海佐Cに相談した。3等海佐Cは、3等海佐Bから送付された「イージス概要」と題する資料が参考になると考え、1等海尉Dに当該資料を記録するCDを貸し出し、私有PCを用いて閲覧させた。

1等海尉Dは、資料を勉強したいと考え、3等海佐Cが他の業務のために一時的にその場を離れた間に、イージス資料を私有PCにコピーし、その後、当該資料をCDにコピーした。

3等海佐Cは、返却されたCDを他の教官にコピーさせることなく、1術校からの転出時に破棄した。

(ウ) 1等海尉Dから2等海曹Eへの流出

平成15年9月に護衛艦「しまかぜ」に転出した1等海尉Dは、その際、イージス資料を記録したCDを艦内に持ち込んだ。

16年2月末頃、1等海尉Dは、同艦乗組みの2等海曹Eが近く1術校

「海曹射管課程」に入校予定であることを聞いたことから、今後の勤務の参考に、イーゼス資料を別のCDにコピーした上で、2等海曹Eに手渡した。2等海曹Eは、「しまかぜ」艦内でCDのデータを私有PCにコピーした。

1等海尉Dは、17年3月に「しまかぜ」から転出するまでに、私有PC内のデータを削除したが、当該資料を記録したCDは、その後も自宅で保有していた。

(エ) 2等海曹Eから海士長Fへの流出

平成16年3月に1術校「海曹射管課程」に入校した2等海曹Eは、その際、イーゼス資料を記録したCD及び私有PCを1術校に持ち込んだ。

同年6月頃、2等海曹Eは、「海士射管課程」に入校し居住区が同じであった海士長Fから、今後の勤務の参考となる資料を求められたことから、イーゼス資料をCDにコピーし、同居住区において、海士長Fに貸し出した。海士長Fは、私有PCを使用して当該CDに記録されたイーゼス資料を外付HDにコピーした。

2等海曹Eは、18年2月の護衛艦「あさゆき」におけるインターネット上への情報流出事案（以下、「あさゆき事案」という。）を契機に、CD及び私有PC内のデータを削除した。

(オ) 海士長Fから2等海曹Aへの流出

平成16年8月に護衛艦「はつゆき」に転出した海士長Fは、その際、外付HDを同艦に持ち込んだ。

17年2月頃、海士長Fは、居住区が同じであった2等海曹Aから、海士長Fの外付HD内の動画や画像のデータのコピーを希望されたことから、2等海曹Aに外付HDを貸し出した。

2等海曹Aは、艦内において、海士長Fの外付HDのデータを私有PC及び外付HDにコピーし、その後、私有PC内のデータを削除した。

海士長Fは、「はつゆき」退艦直前の18年10月頃、外付HD内のデータをDVDにコピーし、外付HD内のデータを削除した。また、DVDは、同月末頃、破棄した。

(カ) 2等海曹Aの外付HDの取扱い

2等海曹Aは、平成18年2月の「あさゆき事案」を契機として外付HDを自宅で保有していたところ、19年1月20日、神奈川県警察に当該外付HDが押収され、本事案が発覚した。

(2) 第1術科学校関連

ア 第1術科学校における特別防衛秘密の取扱い

1術校においては、平成12年8月から「イージスシステムの概要」を含む「誘導武器システム」という教務が開始された。

この教務においては、イージスシステムに係る特別防衛秘密を用いることとはされていなかったにもかかわらず、個々の教官の判断により、それを用いた教育が事実上行われていた。

特に、11年8月から12年12月にかけて砲術科教官（射撃班長）としてイージスシステムの教育を担当していた2等海佐Jは、「イージスシステム幹部課程」履修のため11年9月から12月まで米国留学した際に習得した知識を利用して、12年8月頃、イージスシステムに係る特別防衛秘密に該当する「誘導武器システム」と題するパワーポイント資料を作成した。

当該資料は、特別防衛秘密に該当するものであったが、特別防衛秘密として登録を行うなどの管理が行われず、12年12月の2等海佐Jの転出後は、MOに記録され、歴代教官（射撃班長）5名（1等海尉K1、3等海佐K2、1等海尉K3、2等海佐K4及び3等海佐K5）に引き継がれた。また、13年8月から15年9月まで砲術科教官であった1等海尉D及び14年3月から15年7月まで同教官であった3等海佐Cにも当該資料が渡された。

2等海佐Jは、17年1月、護衛艦「きりしま」に転出した際、当該資料をMOに記録して同艦に持ち込んだが、同年3月頃、削除した。

イ 資料の流出

イージス資料又は「誘導武器システム」と題する資料は、次の課程においても学生に流出していたことが判明した。

(ア) 第1402期幹部中級一般課程

平成15年3月頃、「第1402期幹部中級一般課程」担当教官であった1等海尉Dは、同課程学生であった3等海佐Lに艦艇武器について質問

されたことから、「誘導武器システム」と題する資料の一部を3等海佐Lの私有USBメモリにコピーした。

その後、3等海佐Lは、当該資料を外付HDにコピーして自宅で保有し、当該USBメモリ内のデータを削除した。

(イ) 第1403期幹部任務射撃課程

平成15年1月、「第1403期幹部任務射撃課程」担当教官であった1等海尉Dは、同課程学生であった1等海尉Mに、教育参考資料として、イーゼス資料、「誘導武器システム」と題する資料等を記録したCDを貸し出した。1等海尉Mは、これを私有PCにコピーするとともに、同期学生であった1等海尉Nに手渡し、1等海尉Nは、私有PC、CD及び外付HDにコピーした。

1等海尉Mは、15年頃、私有PC内のデータを削除し、1等海尉Nは、18年2月の「あさゆき事案」を契機に、私有PC、CD及び外付HD内のデータを削除した。

(ウ) 第1501期幹部任務射撃課程

平成15年4月、「第1501期幹部任務射撃課程」担当教官（射管班長）であった3等海佐Cは、イーゼス資料に含まれる「イーゼス概要」と題するパワーポイント資料に一部変更を加え、新たに「イーゼスシステム」と題するパワーポイント資料を作成した。

同年5月頃、3等海佐Cは、資料の一部を同課程の教務で使用したところ、同課程の学生であった2等海尉Oは、休憩時間中に当該資料を私有USBメモリにコピーした。

2等海尉Oは、その後、同資料を他の参考資料とまとめてCDにコピーし、希望する同期学生4名（2等海尉P1、2等海尉P2、3等海佐P3及び2等海尉P4）に配布した。

このうち2等海尉O、2等海尉P1及び2等海尉P2は、18年2月の「あさゆき」事案を契機に当該資料を削除したが、3等海佐P3及び2等海尉P4はその後も自宅で保有した。

また、3等海佐Cは、「イーゼスシステム」と題する資料をMOに記録し、後任の歴代教官（射管班長）2名（3等海佐Q1及び3等海佐Q2）に引き継いだ。

(エ) 第1501期幹部中級射撃課程

「第1501期幹部中級射撃課程」学生であった3等海佐Rは、入校期間中の平成15年8月から16年7月までの間、過去にプログラム業務隊での勤務経験があったことから、教官を補佐してイージスシステムに係る教務を実施した。その際、3等海佐Rは、教官であった3等海佐K2から「誘導武器システム」と題する資料を記録したMOを借り受け、当該資料の一部を私有PCにコピーしたが、その後削除した。

(オ) 第1601期海曹射管課程及び第1601期海士射管課程

「第1601期海曹射管課程」学生であった2等海曹Eは、平成16年6月頃、1等海尉Dから入手したイージス資料をCDにコピーして、「第1601期海曹射管課程」に入校していた同期学生のうち希望した2名(1等海曹S1及び2等海曹S2)及び「第1601期海士射管課程」に入校していた同期学生のうち希望した3等海曹Tに配布した。

また、同時期、「第1601期海士射管課程」に入校中の海士長Fは、2等海曹Eから入手したイージス資料を同期学生であった海士長Uの私有USBメモリにコピーした。

資料を受領した学生は、18年2月の「あさゆき事案」等を契機にデータを削除した。

(カ) 第1701期幹部中級船務課程

「第1701期幹部中級船務課程」学生であった3等海佐Vは、平成17年8月から18年7月までの間、過去にプログラム業務隊での勤務経験があったことから、教官を補佐してイージスシステムに係る教務を実施した。その際、3等海佐Vは、「イージスシステム」と題する資料を保存したMOを借り受け、当該資料に変更を加えた上で私有PCに保存したが、その後削除した。

(キ) 第1701期海曹射管課程等

「第1701期海曹射管課程」学生であった3等海尉Wは、平成17年5～7月頃、「誘導武器システム」と題する資料を入手した。

その後、3等海尉Wは、18年5月頃、第1輸送隊(呉)で同僚だった

海曹長 X が幹部候補生学校（江田島）に入校することとなったことから、教育の参考として、海曹長 X に当該資料を記録した DVD を譲り渡した。海曹長 X は、当該 DVD を職場で保有した。

（3）その他

上記以外にも次の事案が判明した。

ア 3等海佐 G から 1等海尉 Y への流出

3等海佐 G は、平成 12 年 3 月、プログラム業務隊から護衛艦「みょうこう」に転出する際、今後の業務の参考とするため、プログラム業務隊で使用していたイーゼス資料及びこれに一部修正を加えたパワーポイント資料を保存した私有 PC を同艦に持ち込み、資料の一部を士官室の官品 PC にコピーした。

13 年 3 月、3等海佐 G は、官品 PC にコピーした資料を削除することなく、「みょうこう」から転出し、その後も、資料を保存した私有 PC を自宅で保有した。

同年 3 月、「みょうこう」に転入した 1等海尉 Y は、同年 7 月頃、士官室の官品 PC に当該資料を発見し、今後の勤務の参考とするため、私有 PC にコピーして職場で保有していた。その後、1等海尉 Y は、18 年 2 月の「あさゆき事案」を契機に、私有 PC を自宅に持ち帰ったが、その際、データを削除しなかった。

イ 3等海佐 H による持ち出し

プログラム業務隊に勤務していた 3等海佐 H は、平成 13 年頃、職場に官品 PC が整備されたことに伴い、イーゼス資料及びこれに一部修正を加えた資料を記録した私有 PC を自宅に持ち帰った。

その後、3等海佐 H は、18 年 2 月の「あさゆき事案」を契機に、当時勤務していた護衛艦「いそゆき」艦内の外付 HD に私有 PC のデータをコピーし、私有 PC 内のデータを削除した。

ウ 1等海尉 D から 1等海曹 Z への流出

平成 15 年 9 月、護衛艦「しまかぜ」に転出した 1等海尉 D は、同年 11 月頃、同艦乗組員である 1等海曹 Z から、業務上参考になる資料がないか相

談され、同艦に持ち込んでいたイーゼス資料が記録されたCDを1等海曹Zに貸し出した。

1等海曹Zは、射撃管制室の官品PCに当該資料をコピーした。

15年11～12月頃、当該官品PCにアクセスした射撃管制員3名（3等海曹a1、3等海曹a2及び3等海曹a3）が、今後の業務の参考になると考え、私有PCに当該資料の一部をコピーした。

これらの射撃管制員は、18年2月の「あさゆき事案」を契機に、私有PC内のデータを削除した。

3 問題点

(1) 隊員の保全意識の欠如

関係当事者は、特に幹部を中心として、取り扱う情報が秘密と知りながら、関係規則を遵守することなく、無許可で特別防衛秘密を複製、送付、保有するなど、自衛隊において取り扱う情報の重要性の認識や情報保全の意識が著しく欠如していた。特に、プログラム業務隊及び艦艇開発隊においては、特別防衛秘密を取り扱う部署であるにもかかわらず、隊員に対する規則の遵守の徹底がなされず、無許可の特別防衛秘密の送付等秘密の不適切な取扱いがなされていた。

また、関係当事者の中には、秘密にアクセスする業務上の必要性について適切に上司の判断を仰ぐことなく、教育の向上又は勤務の参考といった理由を単独で判断し、秘密を広範に配布するなどしており、「Need to Know の原則」（情報は知る必要のある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則）の不徹底がみられた。

さらにPC等の普及や可搬記憶媒体の大容量化に伴い、膨大な量の情報を容易に保存、コピー又は携帯することが可能となった状況下、曹士クラスを中心とした関係当事者間において、教育用資料等の業務用データの必要性の有無を深く考えず、又は秘密が含まれているとの認識のないまま、安易に資料を収集し、保存する傾向にあったことも、秘密の拡散を招いた。

加えて、平成18年4月に取りまとめられた「秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の具体的措置」（以下、「抜本的対策」という。）の実施以降は私有PC等での業務用データの取扱いが禁止されたにもかかわらず、依然として私有PC等において業務用データを保有していた者がおり、「抜本

的対策」が未だ全ての隊員に浸透していなかったことが明らかとなった。

(2) 秘密保全態勢の不備

1 術校は、イージスシステムに関する特別防衛秘密を使用して教育を行うこととはされていなかったにもかかわらず、かかる教育が個々の教官の判断で事実上行われていた。そのため、特別防衛秘密の取扱いに必要な関係規定に基づく秘密保全態勢が構築されず、特別防衛秘密の適切な取扱いもなされていなかった。

また、同校砲術科教官室においては、教育用資料が砲術科内に限り使用されることを前提に作成され、教務内容の充実を目的として各教官が日常的に修正等を行っていた状況の下、教育用資料が秘密を含むものであっても、秘密文書等としての登録がなされなかった。

(3) PC等の管理態勢の不備

「抜本的対策」の実施以前の当時においては、各部隊等において使用するPC及び可搬記憶媒体の管理態勢が不十分であり、業務用データの外部持出しに対するチェックも行われていなかったなど、秘密も含め業務用データの取扱いに問題があった。

例えば、当時の1術校においては、教官及び学生は、私有PC及び可搬記憶媒体の教官室及び居住区への持込みを許可されていたが、転出等に伴い私有PC等を持ち帰る際の業務用データの削除等について、確認も指導も十分になされていなかった。また、教官室においてさえ、秘密を含む可搬記憶媒体が登録もされないまま各教官の机の中で保有されていたなど、基本的な管理がなされていなかった。

(4) 管理者及び保全責任者の注意義務違反及び指揮監督不十分

プログラム業務隊及び艦艇開発隊においては、秘密の管理者及び保全責任者（以下「管理者等」という。）による秘密の管理、指導が徹底されず、無許可の持出しや他部隊への送付を防止できなかった。

1術校においては、管理者等によるイージスシステムに関する教育用資料の取扱い状況の把握がなされず、当該資料の不適切な取扱い及び学生への配布を防止できなかった。

また、関係当事者が勤務していた部隊等全般にわたり、業務で使用した私有

PC等を持ち帰る際の管理者等による確認、指導が徹底されず、隊員が秘密の資料を不適切に取り扱っていたことを把握できなかった。

さらに、一部の部隊等においては、「抜本的対策」以降に実施した私有PC等の検査が徹底されず、例えば2等海曹Aが私有PC等を保有していないとの虚偽の申告をしたため、特別防衛秘密を自宅に保有していることを発見できなかったなど、隊員が私有PC等に秘密の業務用データを保有していたことを把握できなかった。

4 事案が与えた影響

本調査において、特別防衛秘密の自衛隊外への流出は確認されなかったものの、イージスシステムに係る秘密情報が、海上自衛隊内において多数の隊員へ流出し、また、一部隊員はそれを自宅で保有していたなど外部流出のおそれも否定できない状況が存在していたことは、情報保全に係る極めて重大な問題であり、海上自衛隊、ひいては防衛省全体としての情報保全態勢に対する国民の大きな不信を招くとともに、日米安全保障体制や関係国との関係にも影響を及ぼしかねないものであった。また、自衛隊内においても、隊員の士気に多大な影響を与えることとなった。

5 再発防止対策

かかる事態を深刻に受け止め、情報流出の防止については、引き続き、平成18年4月の「抜本的対策」や本事案を受けて設置された防衛大臣を長とする「情報流出対策会議」のもとで講じられた対策等を徹底的に推進していくとともに、今後、官邸に設置された「防衛省改革会議」の議論を踏まえて講じられる対策も通じ、信頼回復に全力を尽くして行く。

これまで防衛省・自衛隊が講じてきた主な情報流出防止対策（実施予定のものを含む。）は別紙のとおりである。また、海上自衛隊における18年以降の新たな対策について、本事案の問題点ごとに整理すれば以下のとおりである。

(1) 保全意識に係る対策

- ・ 情報セキュリティ及び秘密保全に係る教育の充実
- ・ 秘密保全に係る重い責任を自覚するための誓約書の提出

- ・ 可搬記憶媒体による秘密情報の持出し等を防ぐための抜打ち所持品検査等の実施
- ・ 情報漏えいに関する処分基準の明確化
- ・ 内局の課室長をチーム長とする特別行動チームの地方派遣
- ・ 全隊員に対する個別面談指導の実施
- ・ 全隊員の自宅私有P C等の業務用データの有無の確認
- ・ 業務用データの不正持ち出しに対する処分の厳罰化
- ・ 情報セキュリティ月間の設定
- ・ 情報保全マニュアルの作成配布による規則等の周知徹底
- ・ 「Need to Know」の原則を徹底するため「知る必要のある者」の範囲の更なる明確化（今後実施予定）

（2）秘密保全態勢に係る対策

- ・ 海上幕僚監部による部隊等に対する秘密保全態勢の点検の計画的実施
- ・ 1術校における教育でイーゼスシステムに係る特別防衛秘密を取り扱う必要性を精査し、必要最小限の範囲で関係職員を指定するなど保全態勢の確立
- ・ 1術校における施設の出入り、P Cへのアクセス等に対する個人認証による管理機能の強化

（3）P C等の管理態勢に係る対策

- ・ 官品P Cの整備及び私有P Cの職場への持込み全面禁止
- ・ 私有P C及び私有可搬記憶媒体による業務用データの取扱禁止
- ・ 官品可搬記憶媒体の集中管理
- ・ 情報セキュリティに関する制度の遵守状況調査の実施
- ・ ファイル暗号化ソフト（強制的にファイルを暗号化）の導入
- ・ 特別防衛秘密を扱う部隊等の教育用LAN等について、端末でのコピーを不可能とするシンクライアントシステムの導入

（4）管理者等の指揮監督責任等に係る対策

- ・ 管理者等の階級に応じた教育の充実
- ・ 管理者等の責任及び処分基準の明確化

艦船事故調査委員会による調査について

平成20年3月21日
防 衛 省

2月19日に発生した護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」との衝突事案については、3月6日以降、海上幕僚副長を長とする艦船事故調査委員会（以下「委員会」という。）が、衝突時及びその前の当直員を中心に「あたご」乗組員に対する聴取等の調査を進めてきたところである。

委員会の「あたご」乗組員に対する聴取は、3月6日の16時から開始し、7日から20日まで土日を含め毎日、おおよそ9時頃から17時頃まで平均して調査員約15名の体制で実施し、3月20日までに、約70名に対する聴取を行ったところである。また、委員会は、「あたご」の機材の記録についての確認作業も行った。

一方、現在、当直員の一部について、海上保安庁との調整により、委員会による聴取が実施できていない状況にある。

調査の対象となっているすべての乗組員に対する聴取が実施できていない状況を前提として、現時点までに、委員会の調査により明らかになった事項は次のとおりである。

1 「あたご」の航行状況

「あたご」は、2月19日1時から2時の間に約20分間程度、手動操舵で航行した後^(注1)当直士官の命により自動操舵に切り替え航行していたとの供述が「あたご」乗組員から得られている（船体運動状態表示装置（SMACS：Ship Motion Analyzing Computer System）^(注2)の記録では、4時5分の時点で、針路327度（北北西の方角）、速力10.4ノットとなっている。）。

（注1）自動操舵を使用する場合は、舵を作動させる油の油温上昇をおさえるために、必要に応じて手動操舵に切り替え、油を循環させる必要がある。

（注2）（別紙1）参照。

2 「あたご」の当直体制

（1）全般

艦橋等、C I C（戦闘情報センター）及び機関操縦室の当直は、それぞれ、

1 1名（後部見張りを含む）、7名及び6名の計24名を基準として構成されており、艦長の命令に基づき、当直士官が「あたご」の航行について責任を負っている。

なお、衝突時の当直士官は水雷長であり、その前の当直士官は航海長であった。

衝突時の前及び衝突時の当直員の構成は次のとおり。

ア 衝突時の前の当直（以下、「前直」という。）（計25名）

・艦橋等（計12名）

当直士官（航海長）、艦橋の副直士官、信号員（3名）、見張り（左右及び後部各1名）、当直海曹、伝令、当番、操舵員

・C I C（計7名）

C I C当直長、レーダ員（2名）、コンソール員（3名）、海図員

・機関操縦室（計6名）

機関操縦室の副直士官、運転員長、操縦員、電源監視盤操作員、応急監視盤操作員、保安当直員

イ 衝突時の当直（以下、「現直」という。）（計24名）

・艦橋等（計11名）

当直士官（水雷長）、艦橋の副直士官、信号員（2名）、見張り（左右及び後部各1名）、当直海曹、伝令、当番、操舵員

・C I C（計7名）

C I C当直長、レーダ員（2名）、コンソール員（3名）、海図員

・機関操縦室（計6名）

機関操縦室の副直士官、運転員長、操縦員、電源監視盤操作員、応急監視盤操作員、保安当直員

（2）当直体制

ア 艦橋等及びC I C

「あたご」の通常航海^{（注1）}時における艦橋等及びC I Cの当直体制は、それぞれ艦長及び船務長の命令に基づき、5組の当直が2時間又は2時間半おきに交代^{（注2）}する5直体制となっていた。

（注1）通常航海とは、自衛艦の態勢のうち、戦闘部署、緊急部署及び作業部署以外の、通常の態勢で航海することをいう。

（参考）

- ・戦闘部署 戦闘の準備及び戦闘力を発揮、維持するための態勢。
- ・緊急部署 緊急状態にある自艦の保安維持等を図るための態勢。例えば防火、防水等の

部署がある。

- ・作業部署 戦闘、緊急の両部署に関連する作業その他の作業を実施するための態勢。例えば、出入港部署等がある。

(注2) 1日の当直の時間割は次のとおり。

0時～2時、2時～4時、4時～6時30分、6時30分～9時、9時～11時30分、
11時30分～14時、14時～16時、16時～18時、18時～20時、
20時～22時、22時～24時

イ 機関操縦室

「あたご」の通常航海時における機関操縦室の当直体制は、機関長の命令に基づき、4組の当直が3時間又は4時間おきに交代^(注3)する4直体制となっていた。

(注3) 1日の当直の時間割は次のとおり。

0時～4時、4時～8時、8時～12時、12時～15時、15時～18時、18時～
21時、21時～24時

(3) 前直と現直の当直交代状況

艦橋では、現直の当直員が、3時50分頃以降、艦橋に集まり、3時55分に整列し、3時56分、前直の副直士官より注意事項等の示達を受け、その後、それぞれの配置において申し継ぎを実施している。なお、一部の当直員は、3時50分から3時59分の間に申し継ぎを実施している。

C I Cでは、3時50分頃から3時58分頃までに申し継ぎを実施している。

機関操縦室では、3時45分頃から3時50分頃までに申し継ぎを実施している。

(4) 見張りの勤務位置

前直の当直時に、通り雨があり、見張員の配置を艦橋内にし、現直の見張りの配置も引き続き艦橋内としていた。

(5) 前直におけるC I Cの当直体制

C I Cについては、通常であれば7名の当直員が勤務すべきところ、前直については、電測員長の判断により^(注)前半の1時間(2時から2時55分まで)は3名、後半の1時間(2時55分から3時55分まで)は4名の当直員しか勤務しておらず、C I Cに設置されている2台のレーダ指示機(レーダの表示装置)のうち1台については、継続的には要員が配置されてい

かった。

なお、現直におけるC I Cの当直については、通常どおり7名が勤務している。

(注) 電測員は、C I Cにおいて、主としてレーダー等の情報の収集、作図、整理及び配布等を行う。

本来、C I Cの当直体制について判断するのは船務長の権限であるが、電測員長は、かかるC I Cの当直体制の実施について、船務長の許可を得ていない。

3 当直員による漁船の視認状況

(1) 前直の視認状況

3月6日以降行われている委員会の調査において、一部の当直員には聴取ができていないが、これまでに聴取を実施した前直の主要な当直員が供述している内容は、以下のとおり。

ア 当直員A

- ・ 3時30分頃、右30度方向の水平線上に白灯を視認したので、電話を通じて（当直士官に）報告した。さらに同じく、その白灯の左右15度に光芒を視認した。
- ・ 3時40分前後に、先程の光芒2つが白灯の実光に変わり、右30度を中心に白灯3個を視認、電話で（当直士官に）報告した。

イ 当直員B

- ・ 3時48分に昇橋（艦橋に昇ること）した。
- ・ 目視で右30度～50度には紅灯を3～4個を視認した。
- ・ 目視観測の結果、方位が落ちていたため^(注) 漂泊又は低速の目標と判断した。距離は、5～6海里（約9,000～約11,000メートル）と判断した。なお、この目標は目視ではっきり視認できたため、当直士官は当然了解しているものと考え報告はしていない。

(注)「方位が落ちる。」とは、例えば右舷に見える目標の方位が右に変化している状態を示す場合に用いられる表現であり、方位が変化しているため衝突の危険がないと見込まれる状態である。

これらの内容をまとめると、3時30分頃以降、当直員が、右30～50度の方向に、数個の灯火（白灯及び紅灯）を視認している。その視認の際の状況は、さらに調査中である。なお、当該灯火と「清徳丸」との関係は、現在のところ不明である。

(2) 現直の視認状況

① 4時5分頃までの視認状況

3月6日以降行われている委員会の調査において、一部の当直員には聴取ができていないが、これまでに聴取を実施した現直の主要な当直員が供述している内容は、以下のとおり。

ア 当直員C

- ・ 3時56分頃に昇橋した。前直から、右20度から50度に紅灯を数隻視認、方位が明確に落ちており危険はない旨申し継ぎを受けた。
- ・ これらの目標については、私の目視では、右の水上目標が5,000ヤード(約4,500メートル)から6,000ヤード(約5,400メートル)であったと記憶している。

イ 当直員D

- ・ 3時58分、前直者からの申し継ぎは、右の白灯群であった。
- ・ 前直者が示す目標のうち、右30度・5,000メートル、右30度～40度・5,000メートル以遠及び右40度・5,000メートル、計3つの紅灯を視認した。
- ・ また、右5度水平線に2つの白灯を視認し、右20～50度にかけて水平線上に3つの光芒を肉眼で視認した。
- ・ 4時2分頃、「白灯2つ、右5度水平線、舷灯は視認できない。」と当直士官に報告し、当直士官は了解した。
- ・ その後、右30度付近に左に動く白灯1つを視認した。
- ・ その直後、4時4分から30秒頃、CICから「右5度、5,000ヤードに何か視認できないか。」と聞かれたため、右30度の左に動く目標から目を離し、その方位の目標を探した。右5度に目標を視認したので、4時5分頃、当直士官に「白灯1、右5度、30^(注)左へ進む。」と報告した。

(注) 3,000メートルを意味する。

これらの内容をまとめると、4時5分頃までに、当直員が、右5度及び右20～50度の方向に、数個の灯火(白灯及び紅灯)を視認している。その視認の状況や視認後の具体的な伝令の状況については、さらに調査中である。なお、これらの灯火と「清徳丸」との関係は、現在のところ不明である。

② 4時6分頃以降の視認状況

3月6日以降行われている委員会の調査において、一部の当直員には聴取ができていないが、これまでに聴取を実施した現直の主要な当直員が供述している内容は、以下のとおり。

ア 当直員C

- ・ 4時6分頃、当直士官に偏位量^(注)の報告をしようとしたが、当直士官と当直員Eが目標の動静等について話し合っていたため、報告を取りやめ、当直士官用のジャイロレピーターの左舷に移動したところ、右艦首から右20度、距離約500メートル付近に左に進む目標2隻を視認した。

(注) 予定航路からの左右のずれを示す値

- ・ 同時に、当直士官の「この漁船近いなあ」という発言と当直員Eが「近い、近い」と言いながら、右舷ウイングに出て行こうとしているのを確認し、さらに窓に近づき、身を乗り出したところ、右70度100メートル付近に近接する紅灯を掲げた「清徳丸」と思われる目標を視認した。
- ・ 「清徳丸」が5インチ砲右舷側の死角に入る直前にわずかに増速、面舵を取ったように感じた。

イ 当直員D

- ・ 4時6分、当直員Eが「漁船が近い。」と言いつつ、ウイングに出たので右を見たら、右70～80度付近、距離約100メートル～70メートルに初めて漁船を視認した。
- ・ 白灯と紅灯が点灯しており、本艦より優速だった。

ウ 当直員F

- ・ 4時5分頃の約1分後、モニタ（艦首付近の映像を映すモニタ。機関操縦室に設置されている。）画面の右下から灯火が現れ艦首方向に移動した。
- ・ 約5秒後、灯火は艦首に遮られ、一瞬見えなくなったが、1～2秒後、艦首左舷に一瞬光が見えたと思った直後に両舷停止（両舷のプロペラの推進力を停止すること。）が下令された。
- ・ その後、後進一杯（両舷のプロペラを過負荷の回転数にして後進すること）が下令された。

これらの内容をまとめると、4時6分頃以降、当直員が、「あたご」に接近中の「清徳丸」を視認し、「清徳丸」の白灯及び紅灯を認め、「両舷停止」と「後進一杯」が下令された。

(※) 防衛省としては、事故状況把握のため「あたご」からの報告を受け、「2月19日午前3時55分頃、護衛艦『あたご』の見張員は、清徳丸の灯火を視認したと思われる。」、4時5分頃「『あたご』の見張員が右方向に、・・・、緑色の灯火を視認した。」と2月19日及び20日に公表したところであるが、現時点において、委員会の調査において、これらに関する情報は得られていない。

4 レーダによる漁船の認識状況

「あたご」は、通常航海において、レーダ指示機を3台使用しており、1台が艦橋に、2台がCICに設置されている。

レーダ指示機は、水上レーダ又は航海用レーダ^(注1)の画面を表示することが可能であり、また、レーダ指示機のうち1台は表示内容を記録することが可能であるが、記録はとっていない^(注2)。

また、これまでの調査では、当直員が、レーダ指示機で「清徳丸」を認識していたとの情報は得られていない。

(注1) (別紙2)「護衛艦『あたご』搭載レーダ(水上・航海用)」参照。

(注2) 通常、事後研究や検証等に用いるため、演習や訓練等の際に記録する。

5 衝突回避の措置

3月6日以降行われている委員会の調査において、一部の当直員には聴取ができていないが、これまでに聴取を実施した現直の主要な当直員が供述している内容は、以下のとおり。

(1) 当直員C

- ・ 当直士官が「両舷停止、自動操舵止め」を下令、さらに当直士官が「両舷後進一杯」を下令、当直士官が右ウィングに向かうのを見て、後を追って右ウィングに向かうところで、衝突音らしき音を聞いた。^(注1、2)

(2) 当直員G

- ・ 「両舷停止」が下令されたので、「両舷停止」の措置をとり、その後、「両舷後進一杯」が下令されたので、「両舷後進一杯」の措置をとった。

(3) 当直員F

- ・ 「両舷停止」の指令を聞いた。テレグラフの点滅^(注3)を確認したと記憶しているので、確かだと思う。
- ・ その次に「後進一杯」の指令を聞いた。テレグラフの点滅を確認したと

記憶しているので、確かだと思う。「両舷停止」から「後進一杯」までの間隔は5から10秒ほどだったと思うが、概ね確かだと思う。

(注1) なお、委員会の調査の中で、「あたご」が汽笛を吹鳴した旨の供述もなされているが、衝突時、近隣にいた漁船の方々が汽笛は聞いていないという報道との関係については確認はとれていない。

(注2) この供述は、当直員Cの4時6分以降の行動に関する供述の中にあるものである。

(注3) テレグラフとは、艦橋が指示した速力区分とプロペラ回転数の増減を表示する機材。速力区分等が変更されるとランプが点滅する。

6 艦長の行動

艦長の供述の内容は以下のとおり。

- ・ (18日) 18時頃に降橋(艦橋から降りること)し、夕食後は艦長室において、入港のための通関準備等の諸作業を実施した。
- ・ (19日) 0時30分頃、艦長室内で仮眠をとることにした。
- ・ 2時半頃、目標を避航するため、右よりのコースで航行する旨、航海長から報告があった。
- ・ 衝突事故発生時、艦長室にいた。4時頃、目が覚めて、艦橋に上がろうかどうかと考えていたとき、間もなく「漁船と衝突した」の1MC^(注)が入った。艦橋には、事故発生後に昇橋した。

(注) 艦内マイク。艦内各区画や甲板等にいる者に対し一斉に命令等を伝達するための通信装置。

7 副長の行動

副長の供述の内容は以下のとおり。

- ・ 入港後の報告準備等のため、0時過ぎに副長室で就寝し、その後4時頃に目覚めて、海難対処部署(行方不明者の搜索・救助の指示)が発動され、漁船と衝突したことを知った。

8 「あたご」全体の対応の評価

艦橋で当直していた見張員の一部及びC I Cで当直していたレーダ見張員の供述に基づけば、衝突前の見張員の配置やC I Cにおける当直員の配置状況も含め、艦全体として周囲の状況等について見張りが適切に行われていなかった。

また、委員会による現時点までの聴取結果によれば、「あたご」は、4時6

分頃に「清徳丸」を右舷に見ていることからして、「清徳丸」が「あたご」の右側から近接した可能性が高く、そうであれば「あたご」に避航の義務があったが、「あたご」は適切な避航措置をとっていない。また、衝突直前に「あたご」がとった措置は、回避措置として十分なものでなかった可能性が高い。

9 衝突後の海上保安庁への通報

事故の発生について、4時23分に国際VHFによる通報を実施した乗組員Hの供述の内容は以下のとおり。

- ・ 海難対処部署の発動で衝突を知り、就寝していた士官寝室より、艦橋に移動した。起床してから艦橋内に入るまで5分以内だったと思う。
- ・ 艦橋では、当直員から、衝突位置を記載したメモを受領した。
- ・ さらに当直記録で時刻、船の位置、気象等を確認した上、海図上の船の位置、GPSによる船の位置を確認し、国際VHFで横浜保安部に通報した。

事故の発生を早期に通報するとの観点からは、当直員が直ちに衝突の事実のみ速報していれば、通報までの時間を短縮できたものと考えられる。

10 捜索・救助の状況

「あたご」においては、4時7分頃の衝突発生を受けて、4時8分に救助作業開始が命令されており、ウイングから探照灯で衝突海域を照らし、上甲板には、数メートル間隔で乗員を並べ、捜索を実施した。

衝突発生から14分後の4時21分以降、内火艇2隻（後に1隻追加）に、それぞれ7名程度の乗組員が乗り込んで発進しており、速やかに救助活動を実施できるよう、潜水員が乗艇した。

内火艇を艦上から海面に下ろして、救助艇が発進するまでの標準については、開発指導隊群が定める緊急部署指導指針において7分が標準時間とされているが、

- ① この標準時間は、昼間において、全ての準備を整えた上で対応する際の目標時間であること
- ② 「あたご」は、海面から上甲板の高さが通常の護衛艦の約1.5倍あること
- ③ 「あたご」の内火艇が通常の護衛艦搭載のもの（7メートル）よりも大きい（11メートル）こと
- ④ 夜間の場合、就寝中の乗員を呼集するのに、さらに数分かかること

等を考慮すれば、救助開始命令後13分での内火艇発進は、遅い対応とは考えていない。

なお、潜水員による潜水作業については、夜間の洋上での潜水作業は、特に高

い練度を要求される危険な作業であり、内火艇に乗艇させた潜水員の練度が及ばないことから、これを実施しなかった。なお、5時40分には、海上保安庁の潜水員による捜索活動が開始された。

「あたご」は、捜索・救助活動に可能な限り尽力したと考えられるが、さらに改善すべき点がないか検証していく必要がある。

船体運動状態表示装置(SMACS)の概要

1 概要

各種航海情報及び船体に作用する力を計測し、艦周辺の波浪状況を推定する装置。

2 記録データ

(1) 航海情報

艦位、針路、速力、横揺れ、縦揺れ、風向及び風速を記録。

(2) 船体に作用する力

(3) 船体の上下加速度



正面



内部

護衛艦「あたご」搭載レーダ(水上・航海用)

水上レーダ OPS-28E
対水上目標捜索用二次元レーダ

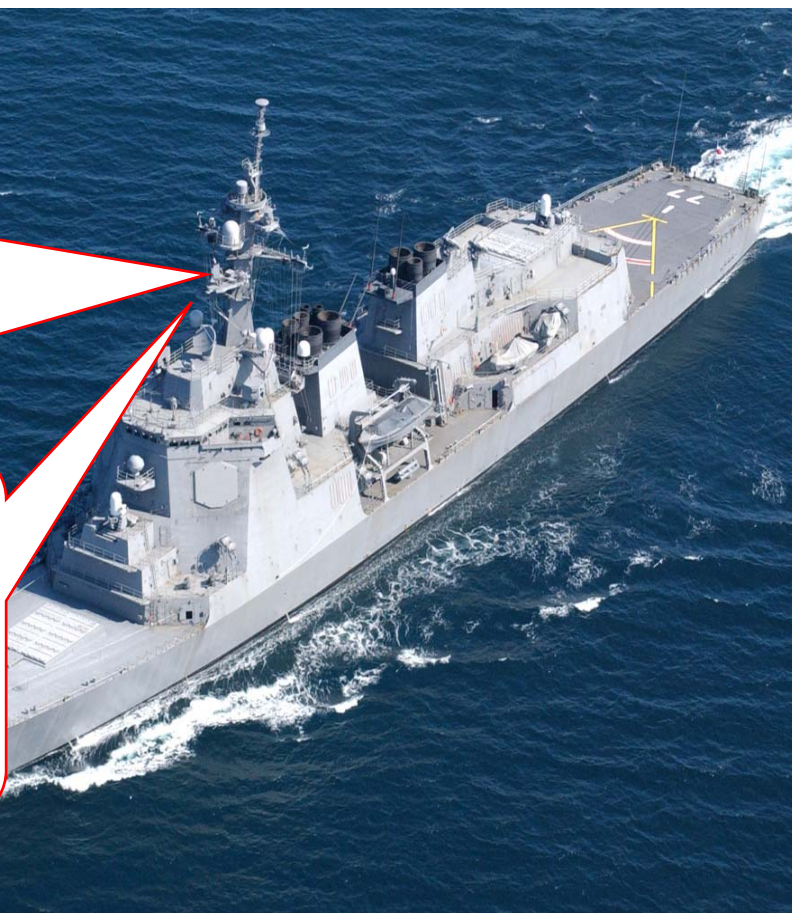


空中線
(高1.6m、幅3.5m、質量500kg)
※寸法等は全て最大値

航海用レーダ OPS-20B
航海用二次元レーダ



空中線
(高0.75m、幅(回転直径)2m、質量85kg)
※寸法等は全て最大値



・水上レーダ

対水上目標の捜索に使用(航海用レーダに比べ探知距離が長い)

・航海用レーダ

航行の安全のため比較的近傍の目標の捜索に使用(水上レーダに比べ、探知距離が短い。)

	型 式	製造会社
水上レーダ	OPS-28E	日本無線(株)
航海用レーダ	OPS-20B	日本無線(株)

違法射撃事案に関する評価及び教訓

平成12年4月27日

防 衛 庁

違法射撃事案に関する評価及び教訓

1 前 言

陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）は、元陸上自衛隊第1空挺団普通科群長が関与していた約5年前の幹部の民間銃使用による射撃事案の処理に問題があったのではないかと報道関係者からの問い合わせに対して、平成12年1月14日、この情報を防衛庁長官（以下「長官」という。）まで報告するとともに、直ちに調査に着手した。その結果、平成6年11月16日に、当時の第1空挺団普通科群長 秀島 裕展（ひでしま・やすのぶ）1等陸佐が、東富士演習場内の小火器戦闘射場において、部外者3名を招いて射撃訓練を見学させた際、部外者のうち1名が携行していた猟銃を借りて射撃を実施したとされる事案があり、陸幕及び方面総監部以下で事案が処理され、平成7年1月17日付で秀島1等陸佐については第1空挺団長から訓戒、その上司の第1空挺団長については東部方面総監（以下「総監」という。）から口頭注意の処分が行われていたことが明らかになった。本件については、事案の性格や過去の処分例に照らして、当時の事案処理が適切ではなかったことが明らかになったため、報告を受けた長官は、1月20日、陸上幕僚長に対して、当時の検討経緯等を含め、事実関係を徹底的に再調査するよう指示した。

陸上幕僚長は、この長官の指示を受けて、調査態勢の強化を図るため、1月26日に陸上幕僚副長を長とする「幹部自衛官の過去の猟銃射撃事案に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を陸幕内に設置し、事実関係の究明に当たらせることとした。

調査委員会は、約3ヶ月に亘り、当時の関係者の証言を得るとともに、事案処理に関する資料を分析することにより調査を進めてきたところであるが、この間、調査委員会による調査の過程において、秀島1等陸佐が部外者に小銃・機関銃の射撃をさせていたという銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事案が新たに判明した。3月13日、秀島1等陸佐は、小銃の射撃にかかわる銃刀法違反の容疑で、陸上自衛隊東部方面警務隊に逮捕され、同1

4日、静岡地方検察庁沼津支部に送致されるとともに、同30日、機関銃の射撃にかかわる銃刀法違反の容疑により追送致された。同31日、秀島1佐は静岡地方検察庁沼津支部に起訴された。

今般、調査委員会は、これまでに明らかになった点を取りまとめ、長官に別添のとおり報告を行った。本事案は約5年前に発生したものであるため、関係した隊員がその後全国に異動しており、また、既に退職した者も少なくなかった。加えて、関係資料の極めて少ない中で事案の解明を進めざるを得なかったことから、当時の経緯等についての聞き取り調査を積極的に実施し、事実関係の究明に努めてきたところである。具体的には、約140名の関係者から当時の状況について事情を確認したが、当事者の記憶が不確かな部分も多く、証言が一致しない場合も少なくなかった。このため、調査委員会は、こうした証言を突き合わせながら、一つ一つ事実関係を認定する作業を慎重に実施してきた。今般の報告は、こうした調査の結果を取りまとめたものである。

この報告書には、違法射撃事案にかかる当時の関係者の動きが詳細に記述されており、特に、第1空挺団における初動調査の不徹底、陸幕の意思決定過程における不備及び方面総監部等に対する不適切な指導、捜査権限を有する警務隊の不介入など、事実関係の究明をなおざりにした事案の性急かつ安易な処理が優先され、組織の業務処理体制が健全に機能していなかったことが明らかにされている。

防衛庁は、この調査委員会の調査結果を公表するとともに、その事実関係を基にして当時の関係者の責任を明らかにし、厳正な処分を行うこととした。また、同時に、今回のような事案が再び起こることのないよう、本事案の教訓となる点を分析することにより、今後の再発防止対策の契機とすることとした。

2 本事案の評価

(1) 秀島1等陸佐の行為

秀島1等陸佐は、先に述べた経緯により、3月31日、銃刀法違反により静岡地方検察庁沼津支部から起訴された。このため、同人がかかる行為を行

った動機や刑事的な責任については、今後の公判の中で確定していくものと考えるが、本人の説明によれば、平成6年8月5日に習志野駐屯地夏祭りの前夜祭として芸能ショーを実施した際に、部外者の1人に世話になったことなどから恩義を感じており、このことがじ後の小銃・機関銃の射撃に繋がって行ったものとされている。

いずれにせよ、秀島1等陸佐は、① 許可なく自ら猟銃の射撃を行ったこと、② 部外者に自衛隊の小銃・機関銃の射撃をさせたこと、③ 事案発覚後の事情聴取において、虚偽の供述を行ったこと、④ 第1空挺団本部による調査が始まってから、事案の発覚を避けるため、部下に対して口止めを行っていること等数々の問題を引き起こしており、第一線部隊の指揮官としての自覚に著しく欠けるものであったと言わざるを得ない。同人の行為は、部内の秩序維持の観点からも看過することのできない重大な違反であり、その責任は極めて重大である。

(2) 現場に居合わせた隊員の行為

事案発生当時、現場付近には少なくとも十数名の隊員がいたが、秀島1等陸佐による猟銃射撃や部外者による小銃及び機関銃の射撃を黙認しただけでなく、一部の者はその準備作業等に協力するとともに、秀島1等陸佐の勧めに応じて部外者の猟銃を射撃していたことが明らかになっている。

今回の事案において、現場に居合わせた隊員の行動及びその後の対応は不適切であったが、その背景には、指揮官としての立場を利用した秀島1等陸佐の強引な手法があったと思われる。

(3) 事案発覚後の現地部隊の対応

第1空挺団は、平成6年12月14日の事案発覚後、上級司令部や警務隊に所要の報告・通報を実施するとともに、直ちに、秀島1等陸佐他1名を聴取し、供述調書を作成している。その際、部外者に猟銃を撃たせたという情報があったにもかかわらず、第1空挺団長等は、部外者による猟銃の射撃については、安全管理の徹底した自衛隊の射場の中で行われており、部外に与える影響も少ないと考えてこの情報を重視せず、供述調書や事故報告の中で

触れることはなかった。また、第1空挺団長は、指揮官としての秀島1等陸佐の立場を考慮して事情聴取の対象者を限定し、現場に居合わせた他の普通科群の隊員に対する確認作業を行うことなく、短期間で調査を終了させた。その結果として、第1空挺団は、現時点で見れば、不完全な情報を上級司令部に報告することとなり、上級司令部のその後の対応を誤らせる要因を作った。この点は、じ後の事実関係の解明作業に大きな影響を与え、小銃・機関銃事案が平成12年の今回の調査まで明らかにならなかった主要な原因の一つとなったものと考えられる。かかる観点からすると、当時の第1空挺団長等の対応には大きな問題があったものと言わざるを得ない。

(4) 上級司令部の対応

ア 陸幕

本事案は、本来ならば長官まで報告された上で戒告以上の懲戒処分がなされる内容であるが、当初の陸幕人事部人事計画課長の提案どおり、自衛隊の威信の保持といった大義名分が都合よく利用され、方面隊以下で対応できる訓戒処分が採られた結果、内局へ報告されることはなかった。

このような判断が部内で通用した背景としては、管理された自衛隊の射場で許可を受けた猟銃を撃ったことだけが報告の対象となったため、一般的には不起訴となる事案であろうとの推測が働くとともに、一方で、一応の行政処分を行い、更迭の形で人事異動を行えば十分バランスのとれた解決が図られるとの甘い判断があった。また、隊員の違法行為により部外の協力者に多大な迷惑をかけてしまうことに対する懸念も存在していた。

しかしながら、真相究明努力を怠り陸幕及び方面限りの内部処置に走った点において、本事案は陸上自衛隊の組織防衛のために組織的な隠蔽工作を行ったものと批判されても弁解の余地のないものである。

当時の陸幕における主要な関係者の動き及びその評価は、次のとおりである。

- (ア) 当時の陸上幕僚長及び陸上幕僚副長は、部下の不十分な報告に基づくとはいえ、事案に対する甘い認識と相俟って、本件の不適切な処理を結果として了承しており、極めて不注意であったといわざるを得ない。

(イ) 陸幕人事部長は、当初から本事案に積極的に絡んでいたわけではないが、① 自衛隊の武器を部外者に撃たせたわけではないこと、② 自衛隊の射場内であり人に危害を加えたりしていないこと、③ 銃刀法違反となれば部外者に多大な迷惑をかけること等を考慮して、陸幕人事計画課長の考え方を事実上追認する形で、公にならないよう内局への報告はせず、人事処置にとどめるとの方針を了承した上で、陸上幕僚長の判断を求めるよう指示した。また、東部方面総監部からの最終確認に際しては、公にならないよう内局への報告は行わないとの方針を伝えている。このように、陸幕人事部長は、陸幕の服務担当部長の地位にありながら、自らの本事案に対する認識の甘さにより、陸上幕僚長に対する補佐を誤ったものであると評価される。

(ウ) 陸幕人事計画課長は、服務班長から事案の報告を受けた時点で、本事案を第1空挺団長と秀島1等陸佐との人間関係に起因する問題であると判断し、本事案の陸上幕僚長への報告を遅らせると同時に、上司である人事部長に相談することなく、東部方面総監部の人事部長に対して、自衛隊への影響を考慮して努めて公にはならない方向で処置を検討するよう直接提案するなど、極めて短時日のうちに今回の事案処理の基本的な流れを作った。また、人事計画課長は、本事案を軽微なものとして上層部に報告する過程においても主導的な役割を果たした。このような人事計画課長の行為は、幕僚としての基本的な責務に反するものであったと評価される。

イ 東部方面総監部

東部方面総監部の人事部は、総監の「厳正に処置」との方針を踏まえて業務を進めていたが、陸幕人事計画課長の提案を受け、これを陸幕上層部の意向と理解した上で、その意向に基づく対応案を作成し、総監まで報告を行った。このような東部方面総監部人事部の対応は、陸幕人事計画課長の強い影響を受けて行われたものと評価される。

当時の東部方面総監は、この対応案について疑問を抱き、陸幕人事部長から陸幕としての意向を確認するため行政副長を陸幕に派遣したが、総監自ら陸上幕僚長の意図を直接確認することなく、最終的に誤った判断を行ったも

のである。

(5) 警務隊の対応

当時の警務隊が捜査に踏み切らなかったことについては、つぎのような理由が考えられる。まず、事案の性格に対する認識の甘さである。本事案が発覚したときには発生から既に約1ヶ月が経過しており、また、猟銃の射撃も、安全管理のなされた自衛隊の射場で、武器の取扱いに習熟した隊員が行ったものとの認識があった。加えて、直接的な被害も出ていなかったことから、警務隊は、本件を立件の必要がない事案であると捉える結果となった。もう1つは、陸幕及び東部方面総監部の動きとの関係である。当時の事案処理に当たっては、陸幕も東部方面総監部も、更なる事実解明を行うことなく、かなり早い段階から軽い処分済ませる方向に傾きつつあった。こうした状況が、警務隊が不介入を決めた際に、間接的な考慮要素とされた可能性が考えられる。また、そのことが結果的に事案全体の事実解明を遅らせることとなったものと考えられる。

(6) 前警務隊長による不実報告

前警務隊長は、事案発生当時の東部方面警務隊長であり、当時の警務隊長の指示に基づき、指揮監督下にある部隊に対して不介入の指示を行った当事者であった。本年1月中旬、猟銃事案に対する警務隊の関与について陸幕から問い合わせがあった際、前警務隊長は、当時、部隊から警務隊への通報はなかったと回答するよう指示した。

しかしながら、本事案が長官まで報告され当時の事案処理についての調査が行われている状況の下で、警務隊長という地位にある者がかかる不実報告を行ったことは、警務隊に対する信頼を失墜させたものと言わざるを得ない。

3 本事案の問題点及び教訓

(1) 武器の管理の徹底と規律の一層の維持

我が国は世界一厳しい銃規制が敷かれているところであり、職務上武器を取り扱う隊員は、この点を深く認識し、国民の信頼に応えなければならない立場にあるにもかかわらず、今回かかる事案を引き起こしたことを、防衛庁・自衛隊として大変深刻に受け止めるとともに、この点の意識の向上を図っていく必要がある。また、本事案の一連の流れから明らかなように、事案の処理に当たって事実の確認や正しい報告が行われず、真実を追求する姿勢に欠けるところがあった点で、規律の緩みがみられたことも誠に遺憾である。殊に、陸上自衛隊の威信保持という名目が都合よく利用された結果、却って防衛庁・自衛隊に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて残念であると言わざるを得ない。この点について、中央から末端に至るまで深く反省するとともに、一層の規律の維持に努めていく必要がある。

(2) 上級幹部の責任感の自覚

隊員は上官の命令に服従する義務があるが、この点は、上級幹部が適切な判断を行うことを当然の前提としている。一方、今回の事案から明らかなように、上級幹部の誤った判断が部隊全般に及ぼす影響は極めて大きなものとならざるを得ない。上級幹部に一層の責任感を自覚させるため、遵法精神を涵養し、また、バランスのとれた社会人としての常識を身につける教育を行っていくことが必要である。

(3) 意思決定プロセスの改善

今回の事案における1つの特徴は、重要な事案の処理に必要な正しい情報がトップに正確な形で上がっておらず、幕僚レベルの判断があたかも陸上幕僚長の判断として通用し、結果として方針決定に重要な影響を与える事態が生じたことである。この点は、組織としての情報伝達及び意思決定のプロセスにおける大きな反省点であり、今後同様の事態を繰り返さないためにも、例えば上級幹部による服務規律違反等についての報告体制を見直し、長官まで速やかに報告が行われるようにするなどの措置をとる必要がある。また、特に重要な案件については方面総監が陸上幕僚長と直接意思疎通を図る等、早急に意思決定プロセスを改善する必要がある。

(4) 警務隊の独立性の確保

警務隊は、通常の指揮系統とは異なり独立して司法警察業務を行う権限を有するとともに、業務遂行に当たっては高度の遵法精神と公正中立な立場の保持が求められている。しかしながら、今回の事案においては、警務隊が早々に立件に値しない事案であると判断し、東部方面総監部の行政処分任せることとして、捜査を実施するに至らなかった。この点は、司法警察職員としては極めて不適切であったと言わざるを得ない。このため、司法警察職員としての自覚を促すとともに、本事案を一つの契機として、陸上自衛隊として、警務隊の独立性を担保するための制度面からの見直しを考えることも必要になってきている。

(5) 部外者との交流のあり方

自衛隊に関する知識を普及させ、一層の理解を深めるために、隊員が部外者との交流を行っていくことは、言うまでもなく適切なことであり、今後とも推進していく必要がある。

しかしながら、秀島1等陸佐の例は、かかる目的を逸脱し、自らの地位を利用して、違法な行為を行ったものと言わざるを得ない。隊員各自が部外者とのような交流を行うかは、一次的には、隊員個々人のモラルに基づく判断によることとなるが、隊内の規律維持上問題を生じるおそれのある場合には、周囲ないし上司が適切な指導を行うとともに、平素からの服務指導を適切に行うことが重要となってきている。

4 結 語

以上に述べたとおり、本事案における現地部隊、各級司令部、警務隊の行った行動については、組織的な事実の隠蔽と受け取られてもやむを得ないものも含めて、多くの問題が存在していることは紛れもない事実であり、防衛庁・陸上自衛隊として、深く反省しているところである。

防衛庁・陸上自衛隊としては、これまでの調査結果に基づき、関係者に対する厳正な処分を実施するとともに、綱紀の粛正を徹底させ、再びかかる事態が起こらないよう今後の行政運営に万全を期して参る所存である。なお、今後公判等の過程において新たな事実が明らかになった場合には、防衛庁として徹底的な調査を実施し、厳正に対処して参る所存である。

また、今回の事案により失墜した国民の信頼を回復するためには、不祥事の再発防止を目的とした、目に見える改善策を国民に示していく必要がある。かかる観点に立って、防衛庁全体における施策として、これまで次のような措置が実施されている。

第1に、今回の事案が武器にかかるものであったため、本年3月13日、長官は、内閣総理大臣からの指示も踏まえて、統合幕僚会議議長及び各幕僚長に対して、武器の管理を徹底するとともに、服務規律の向上に努めるよう、直接指示した。これを受けて、各幕僚長等から全部隊に通達を発出し、その趣旨の徹底を図っているところである。

第2に、最近の不祥事の続発に対して、防衛庁全体としての危機意識を持ち、組織を挙げて対応策を検討し、再発防止を図る必要があるとの観点から、3月29日、「不祥事防止会議」を発足させ、同時に、両政務次官及び事務次官を長とする「不祥事防止特別行動チーム」を設けた。同チームは、3月末から4月にかけて、全国10箇所を巡り、約2千6百名程度の関係者と率直な意見交換を行ってきたところであり、服務規律の向上について、全自衛隊として取り組む必要があることについて、隊員の理解を深め、一体感の醸成を図る上で大きく寄与したものと考えている。

防衛庁としては、今後、今回の事態に鑑み、①服務指導体制の強化、②幹部教育の見直し、③懲戒処分の基準の見直し、④報告体制の改善、⑤警務隊の独立性の確保など具体的な再発防止策について検討して参る所存である。

最後に、防衛庁としては、自衛隊の業務の運営について国民の間に重大な不信感を抱かせる結果となったことを深くお詫びするとともに、今回の事案を今後の教訓として、不祥事案の発生の防止に全力を注いで参りたい。

高性能20ミリ機関砲（CIWS）の不時発射事案について

1 概 要

- (1) 平成11年2月18日（木）午前、舞鶴港停泊時、護衛艦「はるな」において、CIWS発砲回路試験中に、22番砲に混入されていた実弾2発が不時発射された。
- (2) 「はるな」艦長は、不時発射を第3護衛隊群司令に報告し、第3護衛隊群司令は護衛艦隊司令官（同司令部幕僚長経由及び直接）に報告するとともに、舞鶴地方総監（同総監部幕僚長経由）に通報した。
- (3) 護衛艦隊司令官は、舞鶴地方総監に事故の処置は護衛艦隊が実施することを通報したものの自己の判断で上級司令部への報告を行わなかった。
- (4) 平成11年6月17日（木）自衛艦隊司令官の確認により事故が判明した。
- (5) 平成11年6月18日（金）自衛艦隊司令部幕僚長を委員長とした事故調査委員会を設置し、事故調査を開始した。

2 事故調査委員会の調査等

(1) 事故の関係者

「はるな」艦長（2等海佐 森井 洋明）
護衛艦隊司令官（海将 金田 秀昭） 等

(2) 調査事項

- ア 不時発射の状況
- イ 事故報告未実施の状況
- ウ 事故の原因

(3) 調査結果

ア 不時発射の状況

「はるな」のCIWS員長は、CIWSの機構の特性上、計画弾数と実際の発射弾数に差が生じることが許容されていることを知っていたが、計画弾数と発射弾数が一致することが技能の高さを示すものと誤って認識し、計画弾数どおりに射撃することに固執した。そのため、平成10年12月12日（土）に若狭湾沖で実施したCIWSの射撃の後、実際に発射した弾数（21番砲（CIWS員長担当）102発、22番砲（他のCIWS員担当）96発、計198発）を計画弾数（各砲100発、計200発）に合わせる偽装工作を企図した。すなわち、CIWS員長は、発射弾数を21番砲、22番砲各100発、計200発と虚偽

の報告を行った後、余った実弾2発を、一時、C I W S 管制室に保管し、翌13日（日）に、部下であるC I W S 員の担当する22番砲の弾薬ドラムの模擬弾の中に混入隠匿した。

C I W S 員長は混入隠匿した実弾の処置に困っている間に、平成11年2月18日（木）に実施された「はるな」、舞鶴造修補給所及び業者によるC I W S 発砲回路試験を迎え、同試験においては定められた砲台内の確認の手順を厳守しないまま試験が行われ、当該実弾2発が不時発射された。

原因究明中の2月21日（日）早朝、C I W S 員長は実弾2発を22番砲に混入隠匿したことを艦長に自供した。

イ 事故報告未実施の状況

「はるな」艦長は、2月18日の事故発生後、弾着点付近の調査を命じるとともに不時発射を第3護衛隊群司令に報告した。報告を受けた第3護衛隊群司令は、直ちに事故の概要等を護衛艦隊司令官（同司令部幕僚長経由及び直接）に報告するとともに、舞鶴地方総監（同総監部幕僚長経由）に通報した。

護衛艦隊司令官は、事故の処置は一元的に護衛艦隊司令官が実施する旨、舞鶴地方総監に調整した。舞鶴地方総監は、所要の支援を実施する旨述べるとともに、上級司令部へ早期に報告すべき旨助言した。

護衛艦隊司令官は、報告を受けた後、民間等への被害がないこと、再発防止対策は自己の職責の範囲内でできる等と考えたことから、上級司令部等に報告しないこととし、その旨を2月18日、第3護衛隊群司令及び「はるな」艦長に指示、さらに、このことを3月中旬になってから舞鶴地方総監に通報した。

関係者からの問い合わせがあり、平成11年6月17日（木）、自衛艦隊司令官が第3護衛隊群司令に確認した結果、同事故が判明した。

ウ 事故の原因

（ア）不時発射

a 主 因

「はるな」C I W S 員長の遵法精神の欠如による規律違反

b 副 因

- (a) 「はるな」艦長の指揮監督不十分
- (b) 「はるな」砲術長、砲雷長の指揮監督不十分
- (c) 第3護衛隊群司令の指揮監督不十分
- (d) C I W S 射撃関係員の服務規律心の弛緩
- (e) 弾火薬類（空薬きょうを含む。）の不適切な管理
- (f) 発砲回路試験手順の不適切な実施

（イ）事故報告未実施等

護衛艦隊司令官の事故の重大さ及び報告義務に対する認識の欠如等

3 懲戒処分等

別紙のとおり。

4 再発防止策

今回の事故は、部内外にとって重大な影響を及ぼした。今後、同様の事故を生起させないため、海上自衛隊全隊員に対し次の各項目を徹底する。

(1) 不時発射

- ア 射撃実施における指揮監督の強化
- イ 射撃関係規則類の見直し及び厳守の徹底（射撃規律総点検）
- ウ 弾火薬類（空薬きょうを含む。）の厳正な管理
- エ 発砲回路試験手順の明確化と厳格な実施

(2) 事故報告未実施等

未実施に至った要因を分析し、次の対策を検討する。

- ア 臨時指揮官会議を招集し指揮監督の強化を徹底
- イ 海幕監察により部隊における指揮監督を強化

平成19年10月29日

防 衛 省

海上自衛隊補給艦「とわだ」の航泊日誌誤破棄事案について

(中間報告)

1 事案発覚の経緯

平成19年8月22日付け行政文書開示請求（平成13年11月から平成19年4月までの間のうち、インド洋派遣期間中における海上自衛隊補給艦「とわだ」（以下「補給艦「とわだ」」という。）の航泊日誌）を受け、当該行政文書を特定したところ、保存すべき航泊日誌の一部（平成15年7月から同年12月分まで）が誤って細断機で細断され、処分されていたことが、平成19年10月4日までに確認された。

2 事案の概要

現在までに把握した事実関係は概ね次のとおりである。

(1) 航泊日誌の保存期間の誤認について

ア 平成19年7月23日、補給艦「とわだ」は、艦船に対して毎年実施される検査（年次検査）を受けるため、ユニバーサル造船株式会社因島事業所に回航された。

イ 平成19年7月25日、A3等海曹は、艦内倉庫の資料整理を行い、艦内倉庫に平成10年1月から平成17年12月までの航泊日誌が保存されていることを確認した。

海上自衛隊の艦船は、航泊日誌を船内に備えなければならないこと

[資料1] とされており、航泊日誌の作成責任者は当直士官 [資料2]

であり、文書管理者は艦長〔資料3〕である。航泊日誌は、最後の記載をした日から1年間、艦船内に備え置き、その後3年間、当該艦船の在籍する地方総監部に保存するものとされているところ〔資料4〕、A3等海曹は、「航泊日誌の保存期間は2年」と誤認していたため、上司であるB2等海曹と破棄の作業日時について打ち合わせをし、翌26日に、保存期間が過ぎた航泊日誌を選別し破棄することとした。

ウ 平成19年7月26日午前8時頃、A3等海曹及びB2等海曹は、破棄すべき航泊日誌を選別した。その際、A3等海曹は、B2等海曹に「保存期間は2年ですか。」と確認したところ、B2等海曹は、「2年ではなく3年である。」と答えた。そして、A3等海曹は、「では、平成16年分まで残せばよいですね。」と述べたのに対し、B2等海曹は、「今は平成19年だよな。」と答えた。

(A3等海曹及びB2等海曹は、規則を確認せず、航泊日誌の保存期間を誤認したままであった。)

(2) 航泊日誌の破棄について

ア 平成19年7月26日、上述のように、航泊日誌の保存期間を誤って認識した後、A3等海曹及びB2等海曹は、平成10年1月から平成15年12月までの航泊日誌を、艦内運用科事務室の細断機で細断した。その後、細断されたものは、ユニバーサル造船株式会社因島事業所の可燃廃棄物置き場に集積され、当該事業所において処分された。

イ その際、A3等海曹及びB2等海曹は、航泊日誌の文書管理者である艦長C2等海佐に許可を求めなかった。

ウ 平成15年7月から同年12月までの航泊日誌については、その時点で保存期間内であり、本来破棄してはならないものであった。

エ 平成19年8月22日、航泊日誌の保管責任者である航海長D1等海尉〔資料5〕は、横須賀で行われた定例会議において、海上幕僚監部の担当者から、「後日、インド洋派遣期間中の航泊日誌の写しを海上幕僚監部へ提出するよう求められる。」と聞いたので、実質上、航泊日誌の事務担当者である通信士E3等海尉に、航泊日誌の写しを提出できるよう準備を指示するとともに、同日午後6時頃、艦長C2等海佐に、航泊日誌の写しの提出について報告した。

オ 航海長D1等海尉の指示を受けて、通信士E3等海尉は、A3等海曹に当該航泊日誌の保管状況を確認したところ、「平成15年12月以前の航泊日誌は破棄した。」との報告を受けたので、平成19年8月22日午後7時頃、航海長D1等海尉に、航泊日誌が誤って破棄されたことを報告した。

カ 平成19年8月23日午前7時頃、航海長D1等海尉は、艦長C2等海佐に、航泊日誌の誤破棄の事実を報告した。

キ 平成19年9月5日、艦長C2等海佐は、海上幕僚監部防衛部運用支援課長から行政文書特定依頼書を受領し、翌6日に、海上幕僚監部防衛部運用支援課長宛の行政文書不存在通知書を提出した。

(3) 航泊日誌の保存について

ア 艦船の航泊日誌は、最後の記載をした日から1年間艦船内に備え置き、その後は当該艦船の在籍する地方総監部に3年間保存することとなっているが、補給艦「とわだ」においては、1年を経過したものの艦船内の倉庫に保存されたままであった。

イ 他方、同艦の在籍する呉地方総監部の防衛部第1幕僚室（航泊日誌の保管を担当）の担当者らは、航泊日誌の保存期間については正しく

認識していたが、同艦に対して航泊日誌の保存に係る調整を行って
なかった。

(4) 航泊日誌の取扱いに関する監督、指導について

ア 艦長C 2等海佐は、航泊日誌の文書管理者として、補給艦「とわだ」
着任以来、部下に、航泊日誌は船舶に備える重要な書類であり、その
記載に当たっては適正に行うよう指導していたが、航泊日誌の保存状
況の確認、航泊日誌を適切に管理するための指導を怠っていた。

イ 航海長D 1等海尉は、航泊日誌の保管責任者として、常日頃から、
部下を監督、指導すべき立場であるにもかかわらず、航泊日誌の保存
に関する指示及び教育等を怠っていた。

3 事務処理における問題点

本事案は、補給艦「とわだ」における航泊日誌の不適切な管理により、
本来は保存すべき航泊日誌を誤って破棄するに至ったものであるが、この
間の事務処理には次のような重大な問題点がある。

(1) A 3等海曹及びB 2等海曹は、航泊日誌の保存期間を正しく認識して
いなかったが、これは艦長C 2等海佐及び航海長D 1等海尉の文書管理
に関する日頃の監督、指導が不十分であったことに起因する。

(2) A 3等海曹及びB 2等海曹は、文書管理者である艦長C 2等海佐や保
管責任者である航海長D 1等海尉の許可を得ることなく航泊日誌を破棄
しており、文書管理について適正な手続がなされていなかった。

(3) 航泊日誌の保存（艦船内に1年間、当該艦船の在籍する地方総監部に
3年間、それぞれ保存）が、規則（「航泊日誌に関する達」）どおり適
正に実施されていなかった。

4 再発防止策

このような問題点を踏まえ、今後、かかる誤りを二度と繰り返すことがないように、防衛省における文書管理が関係規則類に従い適切に実施されているかを確認するため、平成19年10月10日付けで、防衛省・自衛隊の全組織を対象に、行政文書（行政文書ファイルとして約220万件）の管理状況の調査を実施しているところ【資料6】であり、この調査結果を踏まえ、チェック体制の強化、文書管理に関する教育の徹底、規則類の見直し等の改善措置を今年度末を目途に講じる。

5 今後の予定

今後も、引き続き必要な調査を行うとともに、早急に厳正な処分を行い、公表する。

- 海上自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第14号）（抄）

（船内に備えなければならない書類）

第1条 海上自衛隊の使用する船舶の長（以下「船長」という。）は、法令及び別に防衛大臣が定めるもののほか、次に掲げる書類を船内に備えなければならない。

（1） （略）

（2） 航泊日誌

（3） （略）

（4） （略）

2 （略）

○ 航泊日誌に関する達（昭和42年海上自衛隊達第30号）（抄）

（航泊日誌の記載者）

第5条 航泊日誌は、当直士官（哨戒配備で航行中は、航海指揮官又は哨戒長。以下同じ。）監督の下、別記様式第4により艦船の長の指定する者が記載し、当直士官は、当直終了後、必要事項を確認し、その氏名を自署する。（以下略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

○ 自衛艦乗員服務規則について（通達）

（昭和58年3月15日海幕人第1011号）（抄）

（航泊日誌）

第396条 当直士官は、航泊日誌の記載に当たるものとし、自己の署名した記事について責任を負わなければならない。

○ 海上自衛隊文書管理規則（平成13年海上自衛隊達第13号）（抄）

（文書管理者）

第5条 部隊等における文書管理者は、別表第2に掲げる者とする。

2 （略）

別表第2（第5条関係）

文 書 管 理 者

部隊及び機関	文書管理者
護衛艦（護衛隊）、潜水艦、掃海艦、輸送艦（第1輸送隊）、 <u>補給艦（第1海上補給隊）</u> 、練習潜水艦、掃海艇及び掃海管制艇	<u>艦（艇）長</u>

注： 別表第2は、自衛艦隊の一部である。

○ 航泊日誌に関する達（昭和42年海上自衛隊達第30号）（抄）

（航泊日誌の保存）

第7条 航泊日誌は、最後の記載をした日から1年間艦船内に備え置き、その後3年間当該艦船の在籍する地方総監部（以下「在籍地方総監部」という。）に保存するものとする。ただし、航泊日誌（乙）及び航泊日誌（丙）にあつては、その艦船内に備え置く期間中であつても、これを在籍地方総監部又は当該艦船の所属する陸上部隊に保存することができる。

2 （略）

3 保存期間を経過した航泊日誌は、焼却処分とする。

○ 自衛艦乗員服務規則について（通達）

（昭和58年3月15日海幕人第1011号）（抄）

（来歴簿、日誌等の整理・保管）

第168条 各科の長は、それぞれ、主管の物件の来歴簿、日誌その他所掌に属する図書、帳簿、記録等を整理・保管しなければならない。

[資料6]

官文第9996号
19.10.10

大臣官房長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局総務部長
防衛研究所総務課長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
海上幕僚監部総務部長 殿
航空幕僚監部総務部長
情報本部総務部長
技術研究本部総務部長
装備施設本部副本部長（総務担当）
防衛監察本部副監察監
各地方防衛局総務部長

大臣官房長

行政文書の管理状況の報告について（依頼）

標記について、防衛省文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号）第33条第2項の規定に基づき、下記のとおり依頼する。

記

- 1 管理状況調査日（平成19年10月1日現在）
- 2 報告要領 別紙様式による
- 3 報告期限 平成19年11月7日

添付書類：別紙様式

官文第9997号
19.10.10

各幕僚長
技術研究本部長 殿
各地方防衛局長

大臣官房長

防衛省文書管理規則に準じる規程の実施の状況の報告について（依頼）

標記について、防衛省文書管理規則（平成12年防衛庁訓令第74号）第35条第2項の規定に基づき、下記のとおり依頼する。

記

- 1 管理状況調査日（平成19年10月1日現在）
- 2 報告要領 別紙様式による
- 3 報告期限 平成19年11月7日

添付書類：別紙様式

官文第9998号
19.10.10

官房各局各課長
大臣官房訟務管理官
人事教育局服務管理官
人事教育局衛生官 殿
経理装備局技術計画官
経理装備局施設技術官
地方協力局沖縄調整官
地方協力局調達官

大臣官房長

行政文書の管理状況の報告について（通知）

標記について、別添のとおり依頼があったので、下記のとおり実施されたく通知する。

記

- 1 管理状況調査日（平成19年10月1日現在）
- 2 報告要領 別紙様式による
- 3 報告期限 平成19年11月7日

添付書類：1 別紙様式
2 官文第9996号（19.10.10）

平成19年度臨時文書管理状況調査報告書

(機関等の名称：)

調 査 項 目	該当の有無	該当があった場合その概要
<p>1 (1) 行政文書(注1)のうち保存期間が1年以上(注2)のものを行政文書ファイル管理簿へ記載せず保管していないか。 また、保存期間が1年未満のものについて、専用ファイルを作成せず保管していないか。</p>		
<p>1 (2) 作成し、又は取得した文書が行政文書(注1)に該当するか否か判断に迷ったことはないか。</p>		
<p>2 (1) 行政文書ファイル管理簿に記載されている行政文書ファイルがすべて存在しているか。(保存期間(注2)の満了に伴い、廃棄又は移管の措置を講じたものを除く。)</p>		
<p>2 (2) 行政文書ファイル管理簿へ記載せず、又は専用ファイルを作成せず保管していた行政文書について、保存期間(注2)の満了以前において廃棄したものはないか。</p>		
<p>3 行政文書ファイル管理簿の保存期間等の記載事項と行政文書ファイルの背表紙の記載事項が一致しているか。</p>		
<p>4 個々の行政文書の保存期間を設定する際、規則類において定められた保存期間の基準のどれに該当するか判断に迷ったことはないか。</p>		

(注1) 行政文書の定義

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄)

第二条 略

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

○ 防衛省文書管理規則の施行について(防官文第2510号。13. 3. 29) (抄)

第1 総則に関する事項(第1条から第9条まで)

1 略

2 用語の定義(第2条関係)

(1)・(2) 略

(3) 情報公開法は、決裁又は供覧という事案処理手続の終了を行政文書の要件としておらず、組織における業務上の必要性から利用又は保存されている状態にあれば行政文書と認められることとなる。「行政文書」を何らかの形式的基準を用いて定義することは困難であるが原則として、特定の職務目的を共有する組織(具体的には、文書管理の基本単位である課等における班、係等)において、職務遂行のために必要なものとして共有された段階にある文書は、行政文書として管理しなければならない。「職務遂行のために必要なものとして共有された段階にある文書」とは、行政文書ファイル化し、行政文書ファイル管理簿に登録され保存されている文書のみならず、登録等が行われていない文書であっても、共有のキャビネット等に保存されている文書、内部検討途上にある文書及び回覧中の文書を含む。

○ なお、規則類の規定に基づき作成、保存することとされている文書は、当然ながら行政文書に該当する。

(注2) 防衛省文書管理規則第28条第4項第4号の規程により、情報公開の開示請求があつた行政文書については、当該行政文書の保存期間の満了する日以降においても、開示・不開示の決定の日の翌日から起算して1年間保存期間を延長するものとされている。

20. 3. 21
防 衛 省

護衛艦「しらね」の火災事案について

1 火災発生部隊

第1護衛隊群 護衛艦「しらね」（定係港：横須賀）

2 火災発見日時、場所、行動及び天候

(1) 発見日時

平成19年12月14日（金） 午後10時19分頃

(2) 場 所

横須賀地区に停泊中の「しらね」のC I C（戦闘情報センター）

(3) 行 動

「しらね」は、平成19年11月17日（土）に横須賀入港、11月23日（金）及び11月29日（木）の係留替え後、横須賀港吉倉第3岸壁に係留し、11月29日（木）から12月13日（木）まで同岸壁で中間修理に従事し、12月15日（土）に第1護衛隊群の群訓練に参加するため出港の予定であった。

(4) 天 候

天気 晴、風 北北東 15ノット、気温 9.5度

3 調 査

(1) 艦船事故調査委員会と横須賀市消防局との関係等

12月15日（土）に海上幕僚監部監察官を長とする艦船事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）を設置した。

事故調査委員会と横須賀市消防局は、「しらね」の出火場所がC I Cという保全区画（注1）であることから、事故調査委員会が火災原因の調査を実施すること及び事故調査委員会の火災原因の調査に横須賀市消防局が協力すること、並びに火災原因の調査結果等を事故調査委員会から横須賀市消防局に通報することで合意した。また、警察と警務隊の捜査上の関係については、出火場所が自衛隊の使用する艦船であったことから、「自衛隊と警察との犯罪捜査に関する協定（昭和36年6月8日）」に基づき、横須賀地方警務隊（以下「警務隊」という。）が捜査を実施することとなった。

（注1）「保全区画」：許可を受けた者以外の者の立入りが禁止されている区画。

(2) 概 要

事故調査委員会は、次の要領により調査を実施した。

ア 「しらね」乗員、近傍に停泊中の艦艇乗員（派遣防火隊員）、横須賀市北消防署員等からの聞き取り調査

- イ 火災現場の調査
- ウ 海上自衛隊呉造修補給所貯油所による塵芥の分析調査
- エ 装備機器のメーカー等による焼損した機器の調査
- オ 神奈川県警科学捜査研究所所員及び総務省消防庁消防大学校消防研究センター研究官の協力を得ての現場調査
- カ 「しらね」C I C内にあった一部の物品と同種同等のものの燃焼確認実験

4 火災発見前後から鎮火までの状況

(1) 発見前の状況

1 2月14日(金)、C I C内で翌日からの出港のための準備作業を行っていた電測員(注2)3名は作業を終え、午後8時頃C I Cから退室した(2名が先に、次に1名が退室)。その際、電測員のうち1名(保全当直員)は、最後に退室した電測員に左舷後部脱出口は閉めたと述べ、さらにその他のドアの施錠を指示した。指示を受けた電測員は、右舷前部入口ドアは締まっていると誤って思い込み施錠されているか確認せず、自分が退出する際に通過した右舷後部入口ドアについては、施錠したか否かの記憶はないと証言している。また、午後8時45分頃に当直士官である航海長が、午後9時頃に飛行士が、午後9時30分頃に射撃管制員がそれぞれ右舷前部入口ドアを解錠することなく開け、C I C内に入り書類を配布しており、また、右舷後部入口ドアは、火災発見後「しらね」乗員が消火活動を行う際、解錠することなく開けていることから、右舷前後部入口ドアは施錠されていなかったものと判断される。

なお、左舷後部脱出口も消火活動の際、電測員長が外側から開閉ハンドルを前後左右に強く振動させることを何度か試みるにより開けており、内側の閉鎖ロックピンが確実に挿入されていなかった可能性が高い。

C I C内に入った航海長、飛行士、射撃管制員の3人は、「室内は、無人で室内灯が点灯しており、火災につながるような異常はなかった。」旨の証言をしている。

また、舷門当直員による艦内巡視(注3)については、午後6時頃及び午後8時30分頃に実施し、艦内巡視経路上は異常なかった。なお、C I Cの前部通路は通るものの、C I C内は巡視経路には含まれていない。

(注2)「電測員」: C I Cにおいて、主としてレーダー等の情報の収集、作図、整理及び配布等を行う。

(注3)「艦内巡視」: 舷門当直員が、保安、警戒等のため、昼間においては随時、夜間においては2時間毎に艦内を巡回し、異常の有無を当直士官に報告するものである。

巡視経路(「しらね」)は、舷門、格納庫、ミサイル甲板、艦橋、電信室前通路、アスロック甲板等である。

(2) 発見時の状況

「しらね」の第1電信室で電信当直中の3等海曹が、ゴミ処理のため隣接する無線電話機室に行った際、異臭を感じ、確認のためC I C機器室（C I C下部区画）に行ったところ、C I C左舷後部入口に続くラッタル（階段）から煙が降りてくるのを視認し、午後10時19分頃、当直士官（注4）に報告した。当直士官は、午後10時22分に在艦員による消火活動を開始するため、直ちに防火部署（注5）を発動した。

（注4）「当直士官」：艦長が、原則として1等海尉以上の幹部自衛官のうちから任命する。当直士官は、当直員を指揮し、主として艦内の保安、警戒及び規律・風紀の維持に任ずるとともに、艦の状況を把握して、緊急の事態に即応できるよう備える。

（注5）「防火部署」：火災発生時の乗員の役割分担及び対処手順を艦艇ごとに「防火部署」として定めたもの。

(3) 発見時の報告、通報等

ア 部 内

火災発見時、部隊等が実施した報告、通報等は次のとおりである。

12月14日（金）

午後10時25分頃：「しらね」から第1護衛隊群司令部に報告

午後10時28分頃：第1護衛隊群司令部から護衛艦隊司令部に報告

午後10時30分頃：護衛艦隊司令部から自衛艦隊司令部に報告

午後10時32分頃：「しらね」から横須賀地方総監部オペレーションルームに報告

午後10時33分頃：艦長に報告

（官舎において火災の報告を受けた艦長は、午後11時07分に帰艦し、以降消火活動の指揮を執った。）

午後10時45分頃：自衛艦隊司令部から海上幕僚監部オペレーションルームに報告

午後10時57分頃：海上幕僚監部オペレーションルームから中央監視チーム（内局運用当直員を含む。）に報告

午後11時00分頃：内局運用当直員から運用企画局運用支援課部員に通報

午後11時03分頃：海上幕僚監部オペレーションルームから海上幕僚長に報告

午後11時25分頃：内局運用当直員から運用企画局事態対処課課員に通報

午後11時47分頃：運用企画局事態対処課課員から防衛大臣秘書官に報告

12月15日（土）

午前 0時00分頃：海上幕僚長から防衛大臣に報告

イ 部 外

横須賀地方総監部が実施した、部外への通報等は次のとおりである。

1 2月14日（金）

午後11時30分頃：海上保安庁第3管区海上保安本部に通報

午後11時30分頃：付近住民の通報による横須賀市消防局からの問い合わせを受け「しらね」火災の状況を説明

（午後11時40分頃：横須賀市消防局が横須賀警察署に通報）

1 2月15日（土）

午前 0時58分頃：神奈川県庁に通報

午前 1時14分頃：米海軍横須賀基地に通報（米海軍渉外連絡官経由）

午前 2時37分頃：横須賀市役所に通報

なお、「しらね」は部外への通報を実施していない。

(4) 消火活動の状況

C I C内に進入、放水することのできる主要な入口は、艦橋に通じる右舷前部入口、C I Cの後方下部区画にある搭乗員待機室に通じる右舷後部入口、同じくC I Cの下部区画にあるC I C機器室に通じる左舷後部入口及びC I C後部のミサイル甲板に通じる左舷後部脱出口の4カ所である。消火活動は、これらの入口及び甲板開口部からの放水により行うと同時に、C I Cの外壁等を水流で冷却することにより実施した。

ア C I C右舷前部入口からの消火活動

(ア) 防火部署発動（午後10時22分）直後の午後10時23分頃、「しらね」乗員が、初期消火のため可搬式CO₂消火器を持参して右舷前部入口からC I C内へ約1～2メートル入ったが、既にC I C内には煙が充満しており、目を開けていられない状態であったため、可搬式CO₂消火器による消火活動は困難であると判断し、C I Cから直ちに退出した。

(イ) 防火部署発動6分後の午後10時28分頃に、「しらね」OBAチーム（注6）（4名で編成）による本格的消火活動を右舷前部入口から開始した。同チームは、手順に従い高速水霧による本格的消火活動を企図したが、C I C内には、既に熱気と煙が充満しており、C I C内への進入は困難であった。そのため、右舷前部入口ドアの外側からC I C内へ放水していたが、それも困難な状況となったことから、午後10時40分頃、右舷前部入口からの消火活動を一時中断した。その後、何度か進入を試みたが、午後11時20分頃に至り、右舷前部入口からの消火を断念した。

（注6）「OBA」：艦内で火災が発生し煙が充満した状況で消火活動をする場合に用いる酸素呼吸器。OBA員は、防火服にOBAを装備し、消火活動に当たる。

イ C I C左舷後部入口からの消火活動

午後10時30分頃、「しらね」OBAチーム（2名で編成）がCIC左舷後部入口に続くラッタルを上り上半身をCIC内に入れ、直射流でハッチ付近から放水を開始したが、CIC内には熱気と煙が充満していたため、30秒程度で交代しつつ放水を継続した。その後、海洋観測艦「ふたみ」OBAチーム（5名で編成）が合流し、CIC内の視界がまったくない状態で消火活動を継続した。しかし、消火活動があまり効果を上げていなかったこと及びこのまま作業を続けるとOBA員が被害を受ける可能性があったことから、艦長の指示により、午後11時55分頃、OBA員を後退させ、左舷後部入口からの消火を断念した。

ウ CIC右舷後部入口からの消火活動

「しらね」OBAチーム（2名で編成）は、少し開いた右舷後部入口ドアから炎が見えたため、午後11時09分頃、ラッタルを半分程度まで上がり入口に向けてアプリケーション（低速水霧）（注7）を用い消火活動を開始したが、熱気と煙が充満しておりCIC内には進入できず、アプリケーションを差し込んで炎に向け放水を行った。その後、「ふたみ」OBAチーム（3名で編成）が合流し消火活動を支援していたが、午前0時頃、消火活動があまり効果を上げていなかったこと及びこのまま作業を続けるとOBA員が被害を受ける可能性があったことから、艦長の指示により、右舷後部入口からの消火を断念した。

（注7）「アプリケーション」：放水のための筒先を延長するための直径2.5cmの鋼管又はステンレス鋼管であり、先端がカギ状に曲げられており、先端には低速水霧を発生させる器具が取り付けられている。

エ 横須賀市消防局消防隊の到着

午後11時35分頃に横須賀市消防局の消防隊（以下「消防隊」という。）が到着したことから、以降、消火活動の支援を得ることとなった。

オ CIC左舷後部脱出口からの消火活動

「しらね」OBA員は、午前0時45分頃、消防隊とともにCIC左舷後部脱出口からの消火活動を試みたが、熱気と煙によりCIC内へ進入することが困難であったため、脱出口から進入しての消火活動を断念し、脱出口外側からCIC内への消火水の放水を開始した。

カ 甲板の開口による消火活動

右舷前後部入口及び左舷後部入口からの消火活動が困難となり、また、CIC及び隣接区画の密閉による空気の遮断は、構造的に不可能であることから、区画の密閉による消火も困難であった。

午前0時36分頃、艦長は、他に有効な消火法もなく、消防隊指揮官からの助言もあり、CIC内に空気が流入し火勢を強める可能性があるもののCIC上部甲板及び外壁を開口、開口部から消火水を注入しての消火を実施することとし、艦長の監督のもと、消防隊員が消防隊の保有するエンジンカッター（注8）で甲板及び外壁を開口することとした。

なお、「しらね」の装備する切断機は、ガスバーナーにより切断するものであり、船体を冷却するための海水が流れている甲板上では使用できなかった。

消防隊は、午前0時41分頃からC I Cの上部甲板及び後部外壁を順次開口し、消防隊と「しらね」O B Aチーム（4名で編成）は、協力してC I C内への直接放水を開始した。甲板の開口は火勢を強めることのないよう、C I C内の火勢が強く甲板の温度が上昇している部分に限定して行い、そこから放水しつつその効果を確認しながら開口部の数を増やし、最終的に午前2時51分頃、5個目の開口を完了した。

（注8）「エンジンカッター」：小型エンジンを動力源とし、円盤形の切断刃を高速回転させて鉄材、コンクリート等を切断するもの。

キ 甲板冷却の状況

午後10時40分頃以降、近傍の在泊艦艇から派遣された防火隊及び「しらね」乗員により、C I C外壁及び上部甲板、更に隣接区画の冷却を継続していた。午前1時15分頃から横須賀港務隊のえい船2隻及びその後横須賀海上保安部巡視艇の協力を得て「しらね」艦橋構造物右舷側の冷却を実施した。

ク 火災の鎮火

5カ所の開口部からの直接放水を続けた結果、午前4時頃、依然、熱気と煙が充満していたものの、「しらね」O B Aチームが進入可能な状態となったため右舷後部入口から進入を開始し、消火活動を実施した。また、引き続き消防隊員も同様に進入し消火活動を実施した。

その結果、火災は午前5時06分鎮火した。（注9）

（注9）午前5時06分は「しらね」艦長が現場からの報告を受け鎮火と判断した時間である。横須賀市消防局は残火の確認を行うとともに再燃のおそれのないことを確認し、午前6時19分を鎮火時間としている。

5 火災による被害等

(1) 人的被害

消火活動に従事した「しらね」乗員2名及び他艦からの派遣防火隊員2名が煙を吸い込み、不調を訴えたため、自衛隊横須賀病院に搬送し、医官の診断の結果、一酸化炭素中毒の疑い等もあることから、所要の治療を実施したが、後日、一酸化炭素中毒ではないと診断され既に退院している。

(2) 装備機器及び船体の被害

C I C内の装備機器は火災及び消火水により全損しており、C I C隣接区画内の装備機器の一部が消火水及び煙により使用不能となっている。

また、C I Cの船体の一部が火災による熱のため、損傷している。

被害の細部は専門的な検査の結果を待つ必要があるが、その概要は、別紙のとおりである。

(3) 保管図書等の被害

C I C内の鋼製ロッカー（以下、「文書保管庫」という。）に格納されていた「秘」を含む図書及び文書類は、完全に焼損している。一方、上記の図書及び文書類については、火災発生当日に艦長による点検が行われ異常がなく、文書保管庫に格納されていた。また、火災鎮火直後に文書保管庫を確認したところ、施錠されていた形跡が残っていたこと、及び当該文書保管庫の鍵が所定の場所に納められていたこと等から、火災発生の前後において紛失したおそれはないものと判断される。

なお、当該秘文書や機器に蓄積されているデータは、原本や同種同等のものが別途保存されており、今回の火災により文書・データが焼損したことが、海上自衛隊の任務遂行に支障を及ぼすことはないものと判断される。

6 火災の原因

(1) 出火箇所

以下のC I C内の焼損等の調査結果から、C I C右舷後部が最も激しく燃えたと考えられ、C I C右舷後部が出火箇所と推定される。

ア 天井・壁面の防熱材の焼損状況から、右舷後部が最も損傷が激しく高温に晒されていた可能性が高い。

イ 通風ダクト（アルミニウム製）の脱落の傾向は、右舷後部になるにつれ顕著である。

ウ 天井フレームの熱膨張による湾曲の形状から、右舷後部に最も高い熱源が存在した可能性が高い。

エ 装備機器の焼損状況は、右舷後部ほど被害が大きく、特に右舷後部の装備機器については機器下部まで溶解した跡が認められた。

オ 右舷後部の床面マットの一部は溶解したり、焼失しているが、その他の箇所については焼損が認められない。

カ 内側の熱源によって生成した外壁等の加熱痕は、右舷後部にのみ発生していることから、右舷後部に最も高い熱源が存在した可能性が高い。

(2) 出火原因

ア 各調査の結果

出火原因として考えられる①煙草、②放火、③電気関係機器について調査を行い、その結果は以下のとおりであった。

(ア) 煙草

「しらね」においては、定められた場所のみにおいて喫煙するよう指導されており、C I Cは禁煙場所であったことから、乗員は日常からC I C内で喫煙していなかった。また、現場調査の結果からも吸殻や灰皿の残骸など喫煙を裏付けるものは発見されておらず、出火原因として煙草の火の不始末の可能性は極めて低いものと判断される。

(イ) 放火

乗員からの聞き取り調査の結果、証言に疑いのある者、あるいは不審者を見たという証言等、放火につながる関連情報は得られていない。また、出火推定箇所の床面の塵芥を海上自衛隊呉造修補給所貯油所において分析した結果、船体塗料以外の油分及びアルコール分の含有は認められなかった。

以上のことから、放火の可能性は極めて低いものと判断される。

さらに、警務隊も、神奈川県警の協力を得ながら捜査を行っているが、放火を疑う情報がないこと、及び同県警による鑑定の結果、火災現場から採取した消火水、その他の残渣には、油分及びアルコール分の含有は認められなかったことから、放火の可能性は極めて低いものと判断している。

(ウ) 電気関係機器

C I C右舷後部にあった電気関係機器は、①電源系統（固定配線、電路分岐箱）、②装備機器（パルス増幅シンボル発生器、ワークステーション、接続制御器、無線付加器及びファンコイルユニット）、③冷蔵庫及び冷温庫、である。

① 電源系統及び装備機器

以下のことから、出火原因ではないと判断される。

a) 電源系統のうち、固定配線については、電線にショートの様相がないこと及び保護用ヒューズは、火災により電線が焼損したことによる溶断と判断できることから、固定配線からの出火ではないと判断される。

電路分岐箱については、導入電線からの延焼により焼損したものとみられ、内部出火の跡は見られないことから電路分岐箱からの出火ではないと判断される。

b) 装備機器については、焼損箇所の観察の結果、電源部のトランス等に出火、燃焼の跡が見当たらず、外部から熱せられた跡しかないことから、これらの機器からの出火ではないと判断される。

なお、製造メーカーで実施した調査の結果も同様であった。

② 冷蔵庫及び冷温庫（注10）

以下のことから、冷温庫付近が最も早く燃え出したことが疑われるが、出火部位の特定はできず、冷蔵庫又は冷温庫が出火原因であったかについては断定できなかった。

a) C I C右舷後部外壁には、長時間熱せられ生成されたと考えられる加熱痕が複数できていた。C I C外壁の冷却作業に従事していた乗員から加熱痕の生成順序について聞き取り調査した結果、加熱痕が最初に生成したのはC I C後部外壁の右舷側隔壁灯周囲であり、この位置は、冷温庫が置かれていた位置と一致するものであった。また、右舷後部の火災後の状況のうち、冷温庫の直上の文書保管庫に

残っていた炎の痕跡は、冷温庫付近から周囲のものに延焼していったのではないかと推測させるものとなっていた。さらに、冷蔵庫の底面部の焼損状況等は冷蔵庫は上から下に燃焼したと推測させるものとなっていた。

なお、消防研究センター研究官からも現場の状況から冷蔵庫、冷温庫の方向から延焼が拡大したという見方について不自然さはない旨所見を得ている。

- b) 火災による冷蔵庫及び冷温庫の焼損状況が激しく、部品の焼損状況の調査からは出火した痕跡の確認をすることができなかった。また、警務隊が、神奈川県警科学捜査研究所所員等の立会の下、専門的見地からの助言を得つつ、残存していた部品の実況見分をした結果においても、出火部位及び出火原因の特定はできなかった。

(注 10) 冷温庫は、冷蔵庫の上に置かれており、缶コーヒー等を保温するために冬場に使用されていた。

イ 結論

以上のことから、煙草及び放火による出火の可能性は極めて低いと判断しており、電源系統及び装備機器についても出火原因ではないと判断される。

冷蔵庫及び冷温庫については、冷温庫付近が、最も早く燃え出したことが疑われる。一方、冷蔵庫及び冷温庫は焼損状況が激しく残骸からの出火部位の特定はできず、冷蔵庫又は冷温庫が出火原因であったかについては断定するには至らなかった。

7 要因分析

(1) 火災鎮火までに時間を要したことの分析

ア 火災発見が遅れたことの分析（火災警報装置の未装備等について）

火災警報装置は火災感知器と応急監視制御盤等から構成され、昭和52年度計画護衛艦以降装備している。このうちセンサーである火災感知器については、火災の発生する可能性が高い区画や航海中常時配員がない区画に設置してきた。このような考え方から、昭和52年度計画護衛艦以降の艦艇においても、C I Cについては航海中常時配員しているため、火災感知器は設置されてこなかった。

「しらね」は昭和50年度計画護衛艦であることから、火災警報装置は装備されていなかった。仮に火災警報装置が装備され、かつC I Cに火災感知器が設置されていれば、より早い段階で火災が発見できた可能性があり、比較的短い時間で消火ができたものと考えられる。

イ 消火活動からの分析

火災発見（午後10時19分頃）3分後に防火部署を発動し、午後10時23分頃には、初期消火員がC I C内に進入したが、既にC I C内には

煙が充満していたことから、初期消火ができず、午後10時28分頃から本格的消火活動に移行した。

しかしながら、C I Cへの本格的消火活動も、煙と熱気のため右舷前後部入口及び左舷後部入口からC I C内への進入ができず、O B A員が被害を受ける可能性もあったことから断念した。午前0時36分頃に艦長は、上記4(4)カに述べたとおり、C I Cの上部甲板等を開口し、直接放水による消火を実施することとした。この消火方法は有効なものであったが、十分な効果は得られなかった。

その理由は、甲板開口による新たな空気の供給は火勢を強めることとなるため甲板の開口は最小限にとどめたこと、開口した場所からの放水は消火水の到達範囲が限定的であったこと、及び大量の煙のため火点の位置が不明であったことによるものであった。

そのため、火勢が弱まりO B A員が進入可能な温度になるまでに時間を要し、午前4時頃になりO B A員が進入して消火を行い、午前5時06分に鎮火したものである。

艦船において、初期消火で対応できず、火勢が拡大してしまった場合には、密閉消火、あるいは、今回のような甲板開口部からの消火とならざるを得ず、鎮火までに時間を要することとなる。

ウ C I Cに煙と熱気が比較的短時間に充満したことの分析

「しらね」のC I Cには機器類及び救命胴衣等の難燃性の物と書類・図書等の紙類、棚等の木材、プラスチック類の可燃物等が混在していた。

難燃性の素材(合成樹脂)を使用しているC I C内の救命胴衣等は、発火点が高く燃えにくいものの、一定以上の高温にさらされると熱分解を起こし、一旦発火すると普通の合成樹脂同様、短時間に大量の熱と煙を発生させ、燃焼する。

なお、消防研究センターの燃焼実験場での救命胴衣や毛布等の燃焼確認実験においてもこのことを確認した。

一方、冷蔵庫の上に置かれていた冷温庫の付近から最も早く燃え出したとした場合、冷温庫の付近から出火した後、周囲にあった図書等の可燃物、さらには救命胴衣や天井に張られた配線を延焼させつつ、強い熱と煙を発生させ、その後、周辺の機器類等を順次延焼させていったというような状況が生じていたとの推測も成り立つと考えられる。

以上のように、可燃物、救命胴衣及びその他の難燃性の機器類等が燃え、比較的短時間にC I Cに熱と煙が充満したものと考えられる。

(2) 消火に関する分析

ア 消火指揮に関する分析

乗組員総員が在艦する場合と異なり、艦長及び乗組員の一部が不在という状況で発生した今回のC I C火災に対する消火指揮は、在艦前任幹部の統制のもと当直士官が執り、艦長帰艦後の午後11時07分頃以降、艦長

に引き継がれた。格納庫付近で指揮を執った艦長は、通常防火部署において使用する艦内マイク（注 11）及び無電池電話（注 12）の一部が不通となったため、各部からの報告による火災及び消火活動の状況把握、また命令・指示の伝達に時間を要した。

十分な通信が確立されていたならば、鎮火までの時間が短縮できたとは一概には言えないが、通常の消火活動のみならず戦闘に際しては、通信系統の確保は最重要課題であり、いかなる状況においても通信の確保ができるよう、平素から十分に検討しておく必要がある。

（注 11）「艦内マイク」：艦内各区画や甲板等にいる者に対し一斉に命令等を伝達するための通信装置

（注 12）「無電池電話」：永久磁石を使用し、音声（振動）エネルギーを電気エネルギーに変換し通話できる有線の通話装置

イ 消火活動に関する分析

火災発見後 3 分後には、当直士官の指揮のもと停泊時において乗員の一部が不在になることを前提とした防火部署を発動し、発動から 1 分後には、初期消火員が、充満した煙のため活動を阻止されたものの、CO₂ 消火器による初期消火を試みている。また発動 6 分後には、OBA 員による本格的消火活動を開始している。この間、指揮官からの命令伝達の一部時間を要した場面があったが、CIC 各入口から消火活動をした OBA 員は、日頃の訓練に基づき、所要の消火活動を実施している。この後、OBA 員による直接的な消火活動を断念し、甲板等開口による消火水の注入による消火活動に移行している。

以上のことから、今回の消火活動は防火部署等に従い可能な限りの対応をしたものと判断される。

ウ 防火訓練に関する分析

艦内における火災は、護衛艦にとって最も危険な事案であり、通常から艦内における防火訓練は頻繁に実施している。しかしながら、防火訓練を実施する際、火災発生の可能性が高いと考えられる艦内居住区又は機械室等を火災発生場所として想定する傾向にあり、CIC を火災発生場所として想定する防火訓練は少なかった。また、CIC において実施された防火訓練は、航海中には常時乗組員が配員されていることを前提とし、CO₂ 消火器による初期消火に重点をおいて、実施されていた。さらに、防火部署における指揮官と火災現場との通信が一部不通となる想定の実施しているものの、多くの場合、不通となった通信はすぐに復旧するとの想定であった。

したがって、これまでの防火訓練は、今回の火災に十分対応できるものとはなっていなかった。

(3) 消火設備等に関する分析

ア 消火設備

本火災では、初期消火で対応できず、鎮火までに時間を要し、C I Cの機器を全損した。したがって、被害が大きくなることが予想される重要区画には、初期消火で対応できない場合に備え有効な消火設備の設置を検討する必要がある。

イ 防火用個人装備品

部署発動後O B A員がC I C内に進入を試みたが、既に熱気と煙が充満しており、進入できなかった。その理由の一つとして、艦艇における現用の防火服は、顔面を完全に防護する仕様にはなっていないため、顔面の一部が熱気や蒸気にふれるおそれがあったこと、また、マスクが熱や煙により変色し、視界が著しく低下したことがあったものと考えられる。

(4) 艦内における家電製品の分析

ア 護衛艦に家電製品を持ち込み、使用する場合は、事前に申請を行い、適正と認められたものについて許可を行うように定められており、「しらね」においても小型電気器具(非装備品)使用管理規則に手続きを定めていた。

イ 「しらね」のC I C内の冷蔵庫は、共同で使用するため、平成17年2月から3月にかけて電測員全員で購入し、上記規則の手続きを経てC I C内に持ち込んでいたものであった。一方、冷温庫については、平成17年1月頃に電測員が持ち込み、電測員全員が共同で使用していたが、上記規則に反し、使用申請はなされていなかった。

C I C区画内での電気器具の使用責任者は電測員長であることから、未申請の冷温庫の使用を看過することなく、適正な手続きを実施すべきであった。

ウ また、冷蔵庫、冷温庫の定格電圧はAC100Vであったが、艦が供給している電圧はAC115Vであり、本来、変圧器を用いてAC100Vに変換して使用すべきであったが、これを行っていなかった。

自衛艦乗員服務規則では、船務長は、船務科員に対し事故防止に関する指導教育を行い、監督する責務を有しており、変圧器を使用する等の指導を実施すべきであった。

(5) 報告、通報に関する分析

ア 部 内

「しらね」火災の第一報は、午後10時19分頃、「しらね」の乗員が煙を視認し、順序を経て上級司令部に報告され、海幕オペレーションルームへは午後10時45分頃に報告された。海上幕僚長へは午後11時03分頃に報告され、防衛大臣へは12月15日、午前0時00分頃に海上幕僚長から報告された。海幕オペレーションルームの当直員は、「しらね」火災の報告を受け、防衛大臣秘書官へ直接報告すべきであった。

イ 部 外

火災が発生した「しらね」は、午後10時22分防火部署を発動、消防署等へ通報することなく、消火活動を実施していた。同艦からの黒煙を見

た市民から通報を得た横須賀市消防局からの横須賀地方総監部への問い合わせに対して、午後11時30分頃、火災の状況を説明した。

今回のような火災が発生した場合は、艦船事故調査及び報告等に関する訓令第6条の規定に基づき、事故艦船の長等は直ちに当該事故の状況を海上保安庁その他の救助機関に通報すべきであり、今回の「しらね」の火災事案では、それが適切に履行されたとは言えない。

(6) C I Cの入口ドアが未施錠であったことの分析

C I Cは、保全を要する区画として、停泊中は、保全当直員を配置し、退室する場合は、当該区画を施錠することとされている。「しらね」においても、保全当直要領を定め、C I Cの保全当直員は、区画入口扉の施錠を確実に実施した後、退室することとされている。

電測員からの聞き取り調査の結果、次のことが確認された。

出港前日には出港準備のため忙しく、また、多くの乗員がC I Cを出入りすることもあり、以前はC I Cのドアを施錠しなかったこともあった。しかし、平成18年4月以降保全態勢に関する指導が強化されたのに伴い、C I Cを含め保全区画の施錠についても指導が強化され、最後にC I Cを出る保全当直員により施錠されていた。また、電測員の一人は、防火部署発動時、C I Cは鍵が掛かっている中に入れないと思い、鍵を保有している副直士官を探したとのことであった。

さらに、事故調査委員会は、横須賀地区において数日間、数回にわたり延べ54隻の在泊艦艇のC I Cの施錠状況を抜き打ち検査した結果、保全当直員が退室した艦艇のC I Cはすべて施錠されていた。なお、検査時に便所又は居住区等に行くためにわずかな時間、保全当直員が施錠することなくC I Cを出て、無人にしていた艦艇が延べ4隻あった。

しかしながら、消火活動に際し、解錠することなく右舷前後部の入口ドアを開けており、2つのドアは未施錠であった。最後にC I Cを出た電測員は、保全当直員からドアの施錠を指示されたにもかかわらず、確認することなく、右舷前部入口ドアは締まっていると思い込んでいた。また、自分が退室する際に通過した右舷後部入口ドアについても、施錠したか否かの記憶はないと証言している。

また、保全当直員であった電測員は、日中、作業のため一時的に脱出口を開けたが、C I Cを退室するとき最後にC I Cを出た電測員に対し左舷後部脱出口は閉めたと述べている。しかし、消火活動中、消防隊員とともに左舷後部脱出口からの放水を企図した電測員長が、脱出口の外側から開閉ハンドルを前後左右に強く振動させることを何度か試みたところ開いたことから、左舷後部脱出口の閉鎖ロックピンの挿入も不完全であった可能性が高い。

施錠の指示を受け最後にC I Cを出た電測員及び保全当直員も、両者の証言によれば、C I Cを退室する場合には施錠しなければならないとの認識は有していた。しかし、C I Cを最後に出た電測員の施錠されているとの勘違

いや確認不十分により2つのドアは未施錠であった。また、左舷後部脱出口についても、保全当直員はピンの挿入の確認を十分に行わなかった可能性が高い。両電測員は、確実に施錠がなされているか、ピンが挿入されているかを確認する意識が不十分であったと判断される。

また、電測員が退室して以降3名の乗員がC I C内に入ったときに、右舷前部ドアが未施錠であることを承知しながら、3名とも特に対応をとっていない。当直士官は保全当直員に対し施錠を確実にを行うよう指導すべきであり、また、それ以外の者はC I C内が無人で施錠されていない旨、当直士官へ報告する必要があった。

8 再発防止策等

(1) 艦内巡視の厳格な実施

停泊中の艦内巡視要領を見直し、火災感知器が未設置の重要な戦闘区画等を巡視経路に追加するとともに、本火災では約50分の間に初期消火ができないほど火勢が拡大したことにかんがみ、これまで夜間においては2時間が標準であった巡視間隔を30分とし、チェックリスト等を用いて各区画の異常の有無を確実に確認するなど、艦内巡視を厳格に実施することにより、火災の未然防止、発生時の速やかな発見に万全を期すこととした。

なお、火災感知器等が設置された場合は、それに応じた見直しを行うこととする。

(2) 戦闘区画への可燃物持込みの厳格化

戦闘艦であることを念頭にあらゆる可燃物の局限を図る。特に戦闘区画には必要最小限の文書等のみを保持することとする。

また、装備機器を除く家電製品等の戦闘区画への持込みについては、「しらね」において冷温庫の使用申請がなされておらず、また、艦の供給する電圧はAC115Vであったが定格電圧AC100Vの冷蔵庫、冷温庫を変圧器を接続することなく使用していた。そうしたことにかんがみ、家電製品の使用申請の手続きの審査を厳格化するとともに、適正に許可を得た家電製品についても、適正な電源等、艦内での適切な使用について徹底した。

(3) より実地的な訓練の計画、実施

今回の火災を教訓として、C I Cにおける本格的消火活動を含む、より実地的な防火訓練の計画、実施に努める。

(4) 消火設備等の改善等

ア 火災感知器・警報装置の設置（増設）

火災を早期発見するとの観点から、火災警報装置既装備艦については、C I C等への火災感知器の増設を検討する。また、同装置未装備艦については、火災警報装置の設置について検討する。

イ 固定式消火装置の設置（増設）

昭和52年度計画護衛艦以降、固定式消火装置であるハロン消火装置に

については一部の密閉区画に設置してきたところであるが、C I Cについては、イージス艦等ごく一部の艦艇に装備されているのみである。このような状況を踏まえ、早期消火及び被害局限の観点から、火災の拡大が戦闘力の低下に直結するC I C等への固定式消火装置の設置等の必要性について、既就役艦を含め、検討する。

ウ 防火用個人装備品及び艦内通信装置の性能等の改善

防火用個人装備品については逐次改善を実施し、現状においても高水準のものを使用しているものの、性能、機能面で改善の余地がある。また、艦内通信装置についても艦内マイク等の改善や更なる補完手段の確保の余地がある。以上のことから、防火用個人装備品及び艦内通信装置の改善等を検討する。

(5) 報告、通報

部内の報告、通報については、事故等が発生した場合、平成 20 年 3 月 7 日付けで策定された「緊急事態等が発生した際の速報について（通達）」を含む内部規則に定められているとおり、迅速確実な報告、通報ができるよう徹底した。

また、部外への通報については、「しらね」の火災のような事案が発生した際、迅速かつ確実に部外への通報を実施するために、一義的には事故発生艦艇の長が、海上保安庁、消防及び必要に応じ警察に対して通報し、併せて事故発生場所を担当する地方総監部は、地方自治体に通報するとともに必要に応じて（艦艇等の長が通報困難な場合等）海上保安庁、消防等に通報する体制を確立すべく部隊に対し周知した。

(6) 保全区画の確実な施錠

「しらね」火災発生当時、C I Cで作業をしていた電測員は、保全当直要領に従いC I Cから退室する場合は、施錠しなければならないとの認識はあった旨の証言をしているが、勘違い等によりその徹底を欠いた結果「しらね」C I Cは未施錠のままとなっていた。

したがって、保全区画の確実な施錠を徹底するため、艦内巡視において保全区画の施錠状況を点検するとともに、退室する保全当直員から鍵の返却を受けた後、副直士官は、同保全区画の施錠を自らも確認することによりダブルチェックを行うこととした。

船体及び装備機器の被害状況

1 概要

区画	被害の状況	機器等の被害
C I C	全焼	すべて使用不能
C I C機器室等6区画	冠水	ほぼすべて使用不能
T D S機器室等5区画	わずかに浸水	一部の機器が使用不能

2 船体等の被害

装備品等	被害状況
電線	約4000m焼損、約3000m冠水等損傷
壁、床、防熱材等	約500㎡焼損、約300㎡損傷、約200㎡損傷 ほか家具類

3 装備機器

焼損、冠水による使用不能機器は以下のとおり。

区分	主要機器	被害件数
誘導武器関連	射撃指揮装置 情報処理装置	8件
航海機器関連	航海レーダー ジャイロコンパス 衛星航法装置	39件
水中武器関連	水中攻撃指揮装置 探信儀 対潜情報処理装置	15件
通信電子関連	水上レーダー 対空レーダー 無線機 衛星通信装置	85件

総合取得改革推進プロジェクトチーム

報告書

平成20年3月

防衛省

I	序	2
II	会合の概要	4
III	各施策の内容	5
	1. 一般輸入調達問題への対応	5
	(1) 最近の一般輸入調達に係る事案	5
	(2) 対応	6
	2. 装備品等のライフサイクルコスト管理の強化	12
	(1) 現状の課題	12
	(2) 今後の取組	13
	3. コスト抑制のための達成目標の設定	15
	(1) 数値目標の設定	15
	(2) 今後の取組	15
	4. インセンティブ契約の拡充	16
	(1) 現状の課題	16
	(2) 今後の取組	16
	5. 民間委託の拡充	18
	(1) 現状の課題	18
	(2) 今後の取組	18
	6. 統合運用の視点に立った装備品取得	19
	(1) これまでの取組	19
	(2) 今後の取組	19
	7. FMSの一層の改善	20
	(1) 現状の課題	20
	(2) これまでの取組	20
	(3) 今後の取組	21
	8. 技術研究開発の評価の強化等	21
	(1) 現状の課題	21
	(2) 今後の取組	22
	9. 中央調達・地方調達の見直し	22
	(1) 現状の課題	22
	(2) 今後の取組	23
	10. 装備品選定についての計画段階・調達段階の 業務分担の在り方	24
	(1) 現状の課題	24
	(2) 今後の取組	24
IV	終わりに	25

I 序

平成 15 年 9 月に防衛庁長官（当時）を委員長とする総合取得改革推進委員会が設置され、それまでの調達改革等の成果も踏まえつつ、調達効率化施策等を中心に総合取得改革の検討を進めてきた。同委員会は、検討した施策を着実に実施に移すとともに、検討の進捗状況等について、平成 16 年 7 月及び平成 17 年 3 月の 2 回にわたり中間報告を行っている。

一方、最近においては、装備品取得をめぐる状況に変化が見られる。

第一に、装備品の一層の高度化・複雑化に伴い、装備品の単価が上昇する傾向がある一方で、我が国の財政事情は一段と厳しさを増してきている。このような状況下、装備品取得単価の上昇が取得数量の減少につながり、さらなる取得単価の上昇につながる一種の悪循環ともいえるべき状況が生起している。このため、各般のコスト抑制施策の一層の推進が喫緊の課題となってきたおり、装備品の構想から廃棄に至るライフサイクル管理の強化が必要になっている。

第二に、透明性、公正性の一層の向上が従来にも増して求められるようになってきている。防衛装備品の調達については、製造能力を有する企業が限定されており、その結果、随意契約が多いことや秘密保全の必要があるなどの制約の中、当省としてはこれまでも装備品の取得に係る情報の開示に努めてきたが、今後、調達手続も含め一層の説明責任が求められている状況にある。

より良質の装備品をより安く取得することが総合取得改革の一貫したテーマの一つであるが、上記のような状況の変化も踏まえ、総合取得改革の一層強力な推進を図ることが必要となり、平成 19 年 10 月 18 日に、石破防衛大臣により「総合取得改革の加速に関する大臣指示」がなされ、寺田防衛大臣政務官を長とする総合取得改革推進プロジェクトチームが設置されたところである。

当チームにおいては、その設置後、輸入調達に係る過大請求等の事案が発覚したことから、輸入調達問題への対応も含め、大臣指示事項に基づく各議題について 9 回に及ぶ会合を開催し、議論を重ねてきた。本報告書は、これまで総合取得改革推進プロジェクトチーム会合の中で議論してきた施策等について取りまとめたものである。

総合取得改革の加速に関する大臣指示

最新の軍事科学技術の動向を踏まえ、統合運用の進展や部隊のニーズに的確に対応した装備品等を効果的かつ効率的に取得することが必要である。

また、厳しい財政状況の下、より優れた装備品をより安く取得すべく、国民への一層の説明責任を果たし得る公正かつ透明な制度の整備が求められている。

このため、総合取得改革を加速すべく、総合取得改革推進プロジェクトチームを設置する。同チームにおいて、下記の各事項について早急に検討し、平成20年3月末日までに、その検討成果及び更に検討を要する課題への取組方針を報告せよ。

記

1 装備品等のライフサイクル管理の強化

装備品等の構想、開発、量産、運用及び廃棄に至るライフサイクルにわたり、一貫したコスト管理等を行うため、ライフサイクルコストを明示し、取得プロセスの節目で、性能、コスト等の要素を的確に評価した意思決定を行うとともに適切な事後検証が行われる制度の整備について検討せよ。

また、その基盤となる組織及び人材育成の在り方について検討せよ。

2 効果的・効率的な研究開発の在り方の検討

最新の軍事科学技術の動向や研究開発を巡る国際的な情勢を踏まえつつ、防衛構想に対応した効果的・効率的な研究開発を行うことが必要である。このため、研究開発した装備品等が十分な効果を挙げているかについて検証し、今後の研究開発の在り方について検討せよ。

3 調達・維持整備の効率化に向けた施策の強化

装備品等の調達・維持整備について、統合運用の視点も踏まえ、一括取得、民生品・民生技術の活用、民間委託の拡充、FMSの一層の改善等効率化への更なる工夫と努力を推進し、具体的な達成目標を設定しつつ、ライフサイクルコストの抑制に向けて、検討せよ。

また、民間の効率化努力を促進すべく、原価計算方法の改善及びインセンティブ契約の拡大について検討せよ。

4 中央調達・地方調達の見直し

部隊運用等の実情に即した効率的な調達の実施及び調達業務の透明性の一層の向上を図るため、中央調達・地方調達の見直しについて検討せよ。

- 5 計画段階・調達段階の業務分担の在り方の検討
 装備品等の取得等に関する計画段階と調達段階との業務分担の在り方について検討せよ。

II 会合の概要

	日 時	場 所	議 題
第1回	平成19年 10月18日(木)	第1省議室	これまでの成果と今後の取組 今後のスケジュール
第2回	11月26日(月)	第1省議室	今後のスケジュール 一般輸入の現状と問題点
第3回	12月13日(木)	第1省議室	経費抑制のための具体的な設定目標について ライフサイクル管理の検討状況について
第4回	12月19日(水)	第1省議室	経費抑制のための具体的な達成目標について 一般輸入に係る当面の措置 航空機機種選定手続等見直しの検討について
第5回	12月26日(水)	第1省議室	装備品等の技術研究開発に係る課題について
第6回	平成20年 1月18日(金)	第1省議室	インセンティブ契約について 地方調達に係る第三者監視について
第7回	1月30日(水)	第1省議室	一般輸入調達問題への対応について FMSの一層の改善について
第8回	2月15日(金)	統合幕僚監部 第1大会議室	民間委託の拡充について 防衛施設におけるPFI事業について 新たな研究開発評価プロセスについて
第9回	3月10日(月)	第1省議室	新たな研究開発評価プロセスについて 装備品等のライフサイクル管理の強化 (組織及び人材育成の在り方の検討) 中央調達・地方調達の見直し 統合運用の視点に立った装備品取得 装備品選定についての計画段階・調達段階の業務分担の在り方の検討
第10回	3月28日(金)	第1省議室	総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書案の審議

上記の他、平成20年1月31日及び2月4日に、実施中の研究開発事業について、厳正な評価及び今後の取り組み課題に関わる議論を実施した。また、2月14日に、寺田防衛大臣政務官が、西口敏宏一橋大学イノベーションセンター教授からプロジェクト管理手法についてヒアリングを実施した。

なお、防衛省自衛隊 HP 内に、総合取得改革プロジェクトチームの HP が開設されている (<http://www.mod.go.jp/j/info/sougousyutoku/index.html>)。

Ⅲ 各施策の内容

1. 一般輸入調達問題への対応

(1) 最近の一般輸入調達に係る事案

(ア) 山田洋行等による過大請求

- ① 昨年 11 月 22 日、(株)山田洋行が、防衛省に納入した輸入装備品 2 件の契約（注）について、過大請求を行っていたことが判明した。

（注）US-2 用プロペラ整備用器材：

契約金額約 900 万円、メーカー作成見積額約 520 万円、
山田洋行から提出された見積額約 830 万円

SH-60K 用航空機部品：

契約金額約 400 万円、メーカー作成見積額約 290 万円、
山田洋行から提出された見積額約 350 万円

- ② これを受け、同社を取引停止とするとともに、同社との平成 14 年度以降の他のすべての契約についても、見積書等の真正性を外国製造メーカーに直接確認する調査を実施している。

- ③ (株)山田洋行以外の商社等についても、抽出調査を実施している。当該抽出調査を通じて、極東貿易(株)との間の潜水艦搭載用通信アンテナに係る契約計 6 件について見積書の偽造が、また、そのうち 5 件について過大請求が判明し、本年 1 月 7 日に、同社を取引停止とするとともに、その旨を公表した。これを受け、同社との平成 14 年度以降の他のすべての契約についても、見積書の真正性を外国製造メーカーに直接確認する調査を実施しているところである。

(イ) チャフ・フレア射出装置に係る変更契約

- ① 平成 12 年度におけるチャフ・フレア射出装置の調達契約に関し、(株)山田洋行が米国の製造企業であるブリティッシュ・エアロスペース社（BAE）の見積書を偽造し過大請求を行った疑義があったものの、最終的に当時の防衛庁においては意図的、作為的な過大請求とまで断定するに至らず、当初契約の減額措置のみを行った。

- ② 当時の関係資料の精査、職員からの聴取、BAE からの情報提供等により、(株)山田洋行の過大請求事案として処理せず、減額変更のみを行うことだけで処理された経緯等について調査を行っている。

(ウ) C-Xエンジンの選定・調達

- ① 航空自衛隊の次期輸送機（C-X）のエンジンについては、提案要求に応じた3社^(注)から寄せられた提案について選定手続きを実施し、平成15年8月の装備審査会議の審議を経て、米国ジェネラル・エレクトリック（GE）社のエンジンが選定された。

(注) ジェネラル・エレクトリック社（代理店：㈱山田洋行）、プラット・アンド・ホイットニー社（代理店：三菱商事㈱）、ロールスロイス社（代理店：新東亜交易㈱）

- ② 平成16年度、平成17年度に当該エンジンの米国GE社の販売代理店である㈱山田洋行を契約相手方として、合計5台のC-X試作機用エンジンの調達を行った。本年度については、㈱山田洋行による過大請求が判明したこと等を踏まえ、6台目のエンジンの調達を取り止めた。

(エ) 暗視装置問題

航空自衛隊基地警備用の暗視装置を平成18年3月に一般競争により輸入調達したところ、契約した暗視装置とは異なる製品が納入されたことが判明した。これを受け、本件契約を解除するとともに、取扱業者である㈱サイエンステクノロジートレーディングを取引停止とした。

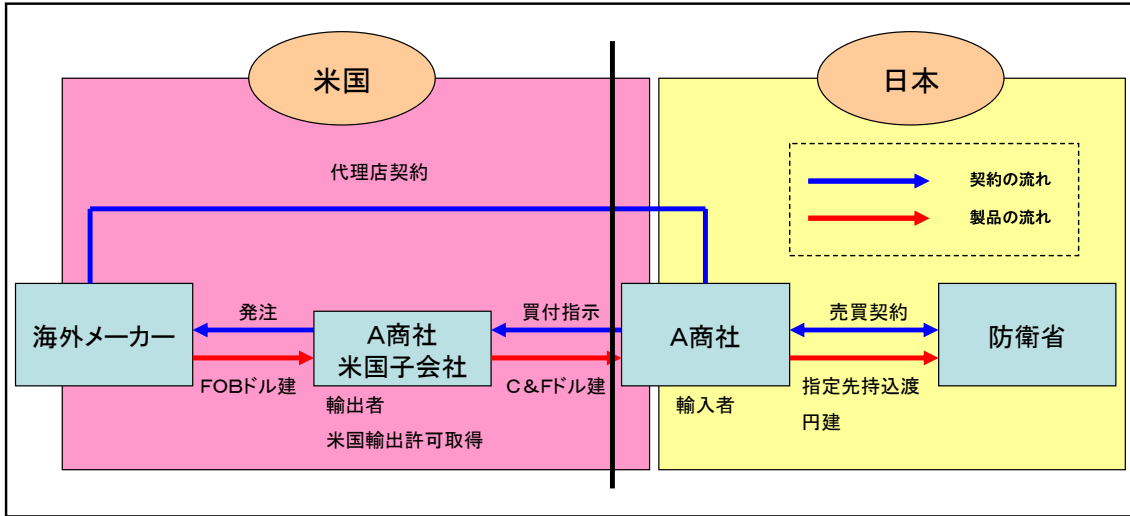
(2) 対応

(ア) チェック機能の強化

① 海外製造メーカーへの見積書等の直接照会

一般輸入調達に係る水増しは、海外製造メーカー作成の見積書等の偽造によってなされていたことから、見積書等の真正性の確認については、海外製造メーカーに直接照会することが最も確実な方法である。このため、平成19年12月から、輸入品の売買契約に際し、直接海外製造メーカーに見積書等の真正性を確認する措置をとることとした。

図1 輸入調達仕組み(典型例)



② 特約条項の新設

他方、上記の海外製造メーカーへの直接照会は、当該メーカーが防衛省との契約当事者ではなく、契約当事者である商社等との間にも特段の取極めがないことから(図1参照)、あくまでも任意の調査である。今後、この調査の実効性を高めるため、商社等との間で、海外製造メーカーからの見積書等の原本提出及びこれらを海外製造メーカーに直接照会を行うこと並びに海外の流通業者を介する場合においても海外製造メーカーの見積書等の提出を義務付ける等を記載した特約条項を新設するなどの施策を平成20年度から導入することとした。

③ 輸入調達調査の導入

国内製造メーカーについては、工数の把握等、原価計算の適正性の確認を目的とした制度調査を平成11年度より実施してきており、過大請求の摘発について一定の効果を発揮しているが、一般輸入調達においてはかかる調査は行ってきていない。このため、輸入調達の契約相手方となる商社等についても、商社等の有する経理会計システム上の記録と防衛省に提出した見積書の照合を行うとともに、社内不正防止、法令順守体制等について調査を行う輸入調達調査を、公認会計士等部外専門家を活用しつつ、平成20年度より導入することとする。

④ 品質証明書等の直接照会

防衛省においては、一般輸入調達について、随意契約の見直しを行い、原則として一般競争入札方式に移行してきているところであるが、他方

で、前述の暗視装置の事案で真正でない物が納入される事案が発生したことを踏まえ、チェックの強化も必要である。このため、海外製造メーカーに対する品質証明書等の直接照会を行うことを明記した特約条項の新設を行うこととした。また、梱包された装備品については、全品開梱又はこれに準じた方法で確実にチェックすることとし、平成 20 年度から実施することとする。

⑤ 本体価格構成の明確化

前述のチャフ・フレア事案においては、(株)山田洋行が輸入品売買契約の本体価格の中に役務（技術支援）費用が明示されずに含まれていたとして契約額の減額申請をしたことにより、結果的に減額の変更契約で措置された。このことから防衛省としても装備品等の本体価格の構成内訳について明確にする必要があり、このため、平成 20 年度から本体価格と役務に係る費用を別計上とすることを経理装備局長通知により省内の関係職員に徹底するとともに、企業に対しても説明し、見積書の内訳を明確にするよう求めることとした。

⑥ 輸入調達事務の専担部署の新設等

従来、装備施設本部（当時は調達実施本部）には一般輸入調達事務を一元的に所掌する課が存在したが、現在は、航空機等の装備品の種類に応じた組織編成をとっており、一般輸入調達事務の専任担当部署は存在しない。このため、今般の一般輸入調達事案に係る事実確認や対応策の立案・実施が必ずしも円滑に行われなかった面があったことも踏まえ、装備施設本部に輸入調達事務の専担部署を新設することとし、平成 21 年度概算要求を行うこととする。また、併せて、装備施設本部内において、一般輸入を所掌する装備施設本部副本部長以外の副本部長に当該事務の審査を所掌させることや監査課による輸入調達に係る部内監査強化も併せて図ることによって、重層的・相互牽制的なチェック体制の整備を図る。

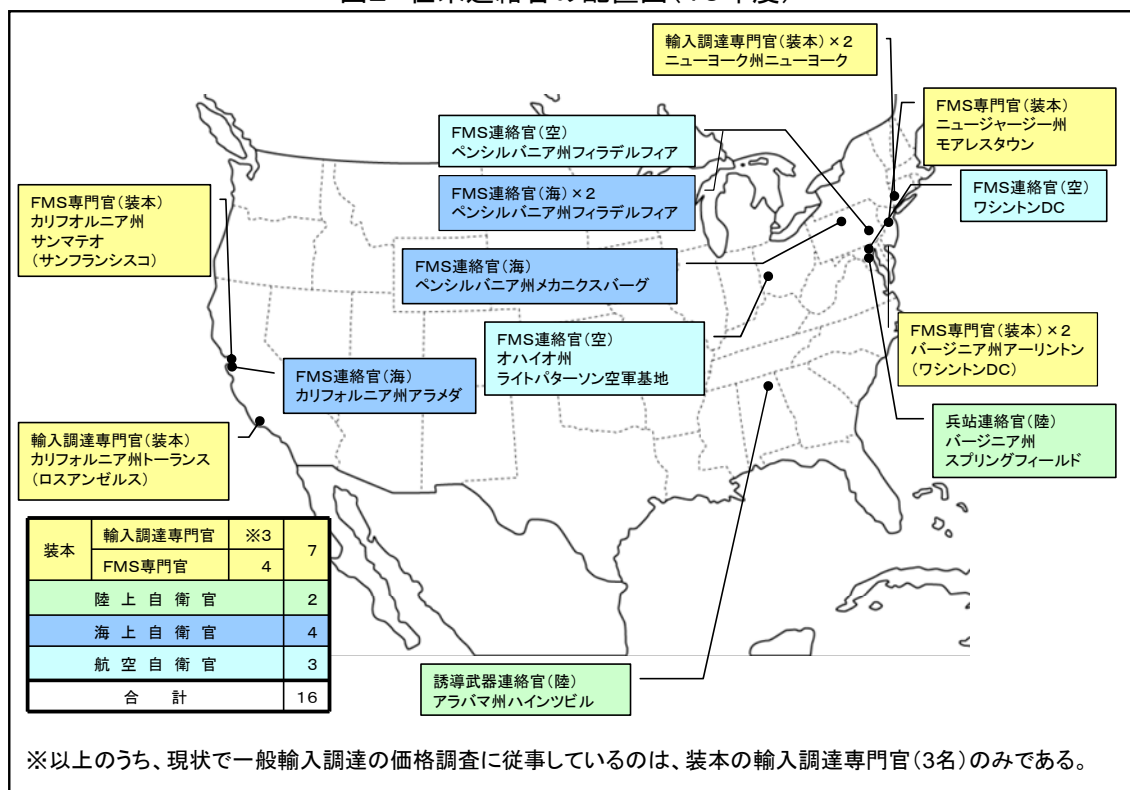
(イ) 現地価格調査機能の強化

① 輸入調達専門官の増員等

装備施設本部では輸入調達専門官（米国駐在 3 名）が海外製造メーカーを訪問し、価格妥当性の検証等の調査に従事している（現地価格調査）。しかし、現状では、全契約件数に占める当該調査件数の比率は概ね一割以下であり、機能強化を図ることが必要であるため、平成 20 年度に輸入

調達専門官 7名の増員を予定しているところである。また、装備施設本部 FMS（有償援助調達）専門官を当該調査に活用する（図 2 参照）。

図2 在米連絡官の配置図(19年度)



② 各自衛隊調達関係連絡官の活用

海外製造メーカーが中央調達と重複するため、従来、現地価格調査を行ってきていない地方調達について、米国に駐在する各自衛隊の調達関係連絡官を活用し、一般輸入調達に係る現地価格調査の充実・強化を平成 20 年度から図ることとしている。

③ 諸外国の調達動向の入手

米国を含む諸外国の調達動向に係る情報については、従来、必ずしも組織的に収集していなかったが、一般輸入、FMSを問わず、諸外国の調達数量は輸入品の調達価格に大きな影響を与える。このため、平成 20 年度より、装備施設本部在米連絡官（輸入調達専門官及びFMS専門官）及び米国に駐在する各自衛隊の調達関係連絡官を通じて関係情報を収集する。その際、米国防省のみならず、FPG（外国調達グループ、FMS購入国のワシントン駐在連絡官をメンバーとする会議体）メンバー国等からも入手できるよう努めることとする。

④ FMS輸入監査の活用

FMSの役務契約によって米国政府に米国製造メーカーの監査を依頼することが制度上可能とされていることから、一般輸入の価格妥当性の検証の一環として、かかる枠組の活用を検討する。

(ウ) 過大請求事案に対する制裁措置の強化

過大請求事案に対する制裁措置について、現状においては、過払い額の返還に加えて、過払い額と同額の違約金を徴収することとしているが、過大請求事案に対する制裁措置の実効性を一層高めるために、違約金の増額（2倍）を行い、平成20年度から実施する予定である。

また、早期かつ確実な違約金の金額確定・徴収を行うため、違約金の算定方式について、引き続き検討を行う。

(エ) 海外製造メーカーとの直接契約の推進

① 現状

防衛省においては、随意契約の見直しを行い、現在、一般輸入調達においては、原則として一般競争入札方式に移行してきているところである。このため、調達手続において、商社の介在を前提としているものではなく、海外製造メーカーが直接参加することも現行制度上十分可能である。しかしながら、現状においては、海外製造メーカーの代理権を有する商社が応札するケースが大半を占めており、海外製造メーカーとの直接契約の可能性を拡げ、調達形態についてコストを比較しつつ最適な方法を選択できるようになることが望ましいものと考えられる。

② 海外製造メーカーへのヒアリングの実施等

以上のような状況を踏まえ、防衛省としては、まず海外製造メーカーの日本法人から、直接契約の可能性、参入上の障害の有無等についてヒアリングを実施した（平成20年1月 海外製造メーカー日本法人等7社）。その結果、商社（代理店）を介する方が、我が国の会計法令、商習慣に適した販売活動等が容易であり、かつ、コスト面でも有利であるため、防衛省と直接契約を行うメリットは見当たらないとの意見がある一方で、商社を介さない直接取引に意欲を示す企業もあった。また、現状よりも参入を容易にする観点から、英語環境の整備、前金払いや瑕疵担保期間等会計法令や商習慣の相違に起因する課題も指摘されたところである。

また、上記ヒアリングと併行して、直接契約の方法について、日本の民間企業や外国の例について調査を行った（図3、4参照）。

③ 直接契約のための環境の整備

このような海外製造メーカー日本法人等に対するヒアリング等の結果を踏まえ、今後、海外製造メーカーの参入を容易にする環境整備を継続的に行っていくこととする。当面、英語による入札参加への案内、入札心得の英語版の作成や海外製造メーカー等への説明会の実施などを進める。また、参入上の課題とされる前金払い、瑕疵担保期間については、必要に応じ、前者は予算上の措置を行うこととし、後者は保険の活用を図る。さらに、直接契約を円滑に推進するため、組織改編（輸入調達事務専担部署の新設：既出）、人材の育成・確保を図るとともに、商社経験者等部外専門家の活用を図ることとする。

④ 直接契約の各種形態の検討

防衛省が海外製造メーカーとの直接契約を今後行う場合において、効率性の観点から、直接契約に伴い必要となる事務の一部をアウトソーシングすることも含め、直接契約方式の各種形態についてトータルコスト比較等を行うこととし、平成20年度に「一般輸入の直接契約方式等に係るコストベネフィット分析等に関する調査」を行うことを予定している。

図3 日本企業A社の輸入調達の仕組み

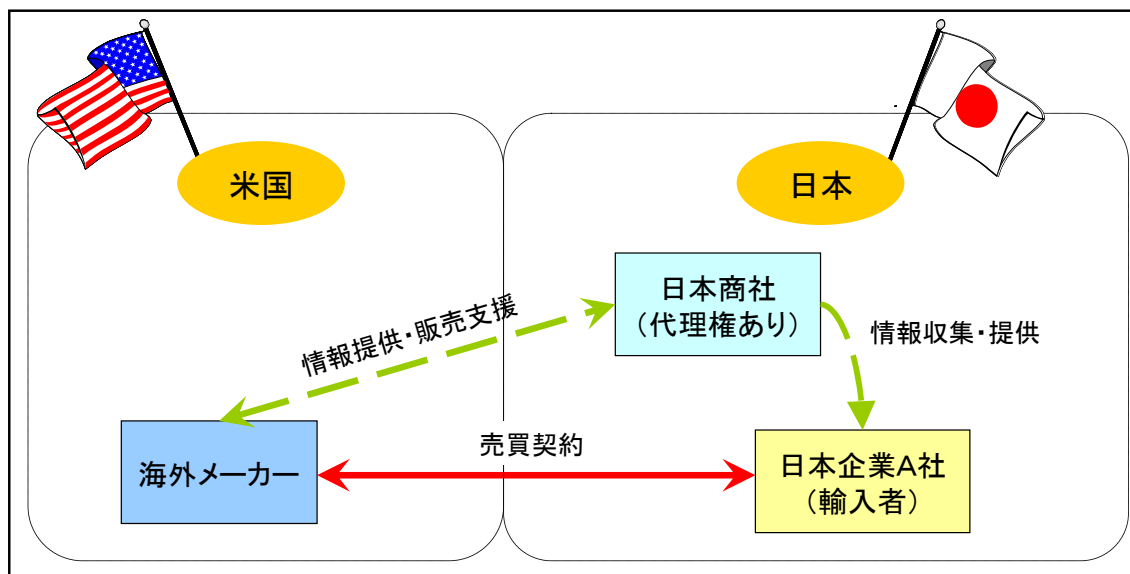
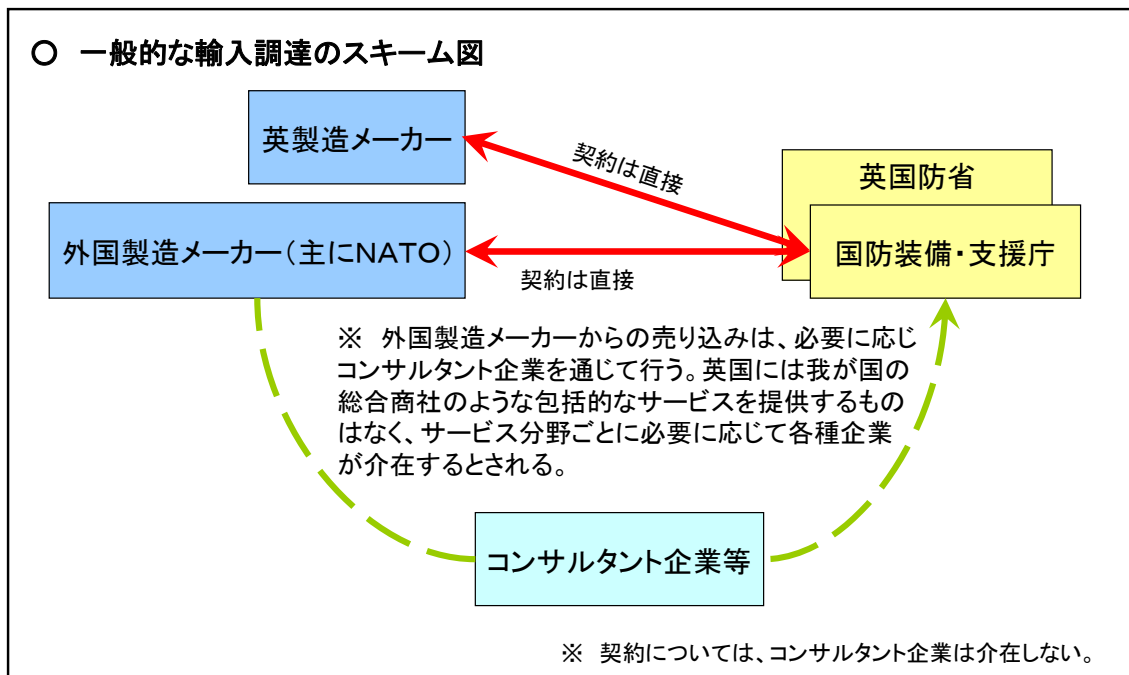


図4 英国防省の輸入調達仕組み



(オ) 調達職員の人材育成等の強化

複雑化する装備品の調達事務に対応するためには、調達関係職員の恒常的なレベルアップを図ることが不可欠である。また、公正性・透明性の確保の徹底のため、職員のコンプライアンス意識の強化を継続的に進める必要がある。このため、従来の装備施設本部の研修システムについて専門性に特に配慮しつつ全般的に見直すとともに、平成20年6月から調達に係るコンプライアンス研修を導入することとする。

更に、輸入調達に関しては、今後、海外製造メーカーと直接契約を進めていく上での必要な専門知識、輸入調達専門官として必要な語学を含む専門知識についての教育プログラムを策定し、所要の教育を施すこととする。

2. 装備品等のライフサイクルコスト管理の強化

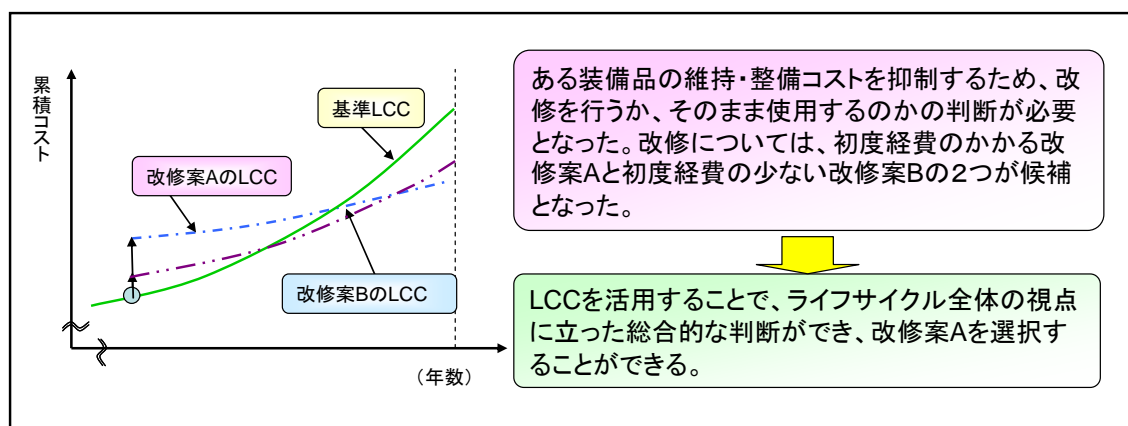
(1) 現状の課題

装備品は、相当の期間と費用をかけて、構想から開発を経て量産され、量産後は、長期間使用されるのが通例である。装備品の価格の高低は量産単価で比較される場合が多いが、装備品の構想、開発、量産、運用（維持・修理・改修を含む）、廃棄に至るライフサイクル全体に要するコスト（ライフサイクルコスト：Life Cycle Cost）を適切に管理していくことで、開発や量産への着手等の結節点において、費用（LCC）対効果の判断を踏まえた

意思決定が可能になるとともに、コスト面に係る説明責任を強化することが可能となる（図5参照）。

これまでLCCについて、個別装備品毎に部分的な見積が行われてきたが、全省的な体制、統一的な算定基準等を早急に整備し、管理していく必要がある。

図5 LCC活用のメリット



（2）今後の取組

（ア）体制整備

- ① LCC管理については、平成20年3月末に、次の事項を主な内容とする管理手続等を策定する。
 - ・ 装備品取得（開発、量産着手）に係る意思決定時にLCC見積を審議対象とし、意思決定の資とする。
 - ・ 毎年度、LCCの追跡（見積値の実績値による更新）を行うことで、事後検証を行うこととし、この結果などを年次報告として防衛大臣に報告するとともに、全省的に共有する。
 - ・ LCC管理の全省的な取組を推進するため、諸外国等で活用されているIPT^{（注）}の手法を参考にし、組織横断的な枠組として、連絡調整会議（仮称）を設置する。なお、LCC管理状況、特にLCC見積に特に重大な差異が生じた場合には、部外有識者で構成される防衛調達審議会に報告する。
 - ・ さらに、連絡調整会議における参加機関の担当職員からなる作業チームを設ける。

（注）IPT：Integrated Project Team。ある事業における特定の問題解決を効率的に図るため、関係する部門や利害関係者間の情報共有と意見調整を図る組織横断型の合議体（チーム）。欧米諸国における防衛装備品の取得業務や、民間企業のプラント建設や情報システム開発などの業務においても、この手法が用いられている。

- ② LCCに係る情報を一元的に収集・整理・蓄積し、LCCの追跡、分析、検証等を行う専門組織（コスト管理部署）を装備施設本部に整備することとし、平成21年度概算要求を行う。

(イ) 統一的なLCCの算定方法等の確立

これまで、当省におけるLCC見積りは、各機関毎に独自に行われてきており、斉一性に欠けているため、LCCの統一的な算定方法等の早急な確立が必要であることから、装備品のカテゴリ別に統一的なコスト構造を定め、これに基づき見積りを行う算定要領を平成20年3月末に整備する（図6参照）。

図6 航空機のコスト構造(イメージ)

LEVEL 1 項目名	LEVEL 2 項目名	LEVEL 3 項目名	LEVEL 1 項目名	LEVEL 2 項目名	LEVEL 3 項目名
構想段階	構想検討	調査検討	運用・維持	補用品	初度補用品
		直調／開発の選定			補用エンジン
	機種選定	補用搭載装備品			
	研究試作(試作品費)	機体維持部品			
開発段階	技術研究	開発試験費		...	機体修理(定期修理)
		その他(運搬費等)	
	試作	試作品費		整備・修理	整備費
		直接調達品		部隊整備・修理	修理費
	技術試験	開発試験費		改修	部品枯渇対策
		その他(運搬費等)	
	実用試験	雑当費	整備用器材	航空機整備用器材	
		航空機修理費	
弾薬購入費		弾薬等	弾薬等		
参考器材購入費		支援器材	地上支援器材		
試験設備	試験施設整備	施設	施設整備		
	試験施設維持改修	...	施設維持改修		
量産段階	航空機	機体	教育・訓練	訓練用器材	
		エンジン	教育訓練設備	教育訓練設備	
		搭載装備品	燃料費等	航空機燃料	
		初回試験	技術支援費	オイル	
廃棄段階	航空機	航空機廃棄	施設	航空機廃棄	
		施設解体	施設解体		

(ウ) LCC管理の試行

平成20年3月末から、主要な装備品を対象にLCC管理の試行に着手する。その上で、対象とする主要な装備品は漸次拡大していくこととする。このような試行を通じて、必要に応じて制度の見直し等を進め、平成21年度から本格実施の予定である。

(エ) 人材育成

LCC管理は、契約や原価計算に係る知識の他、装備品に係る知識やリスク・マネジメント等のプロジェクト・マネジメントに係る広範な知識・能力が必要である。このような知識・能力を培っていくためには、単に教育研修のみを実施するだけでは十分ではなく、LCC管理について統一的かつ計画的な専門教育体系を整備し、関連知識やノウハウの蓄積を図っていく必要がある。

LCC管理に係る知見を全省的に浸透させるため、平成19年度に、トヨタ自動車㈱を始めとする民間企業のコスト管理手法等の説明会等を実施した。

平成20年度に、部外有識者の知見を活用して、研修体制を装備施設本部に整備し、平成21年度より、LCC管理に関する本格的な研修を開始するとともに、一定のLCC関連ポストにつく者に研修受講を義務づけるなどの措置をとることとしている。

3. コスト抑制のための達成目標の設定

(1) 数値目標の設定

中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）においては、「調達価格の抑制を含む装備品等のライフサイクルコストの抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組を一層強化する」とされている。これを受け、各種の効率化施策により達成すべき経費抑制の数値目標を初めて設定した。

具体的には、装備品関連事業（研究開発、量産及び維持・修理等の装備品のライフサイクルにわたる事業）を対象に、維持整備方法の見直し（整備項目・間隔の見直し等）、部品・器材の転活用、民生品・民生技術の活用、一括調達等（まとめ買い）、複数年度契約への移行、仕様の一部共有化・共通化、仕様の見直し等の各種の効率化施策により、18年度と比較して、中期防衛力整備計画最終年度の21年度までに9%、5年以内（23年度まで）に15%のコスト縮減^(注)を達成することを目標とした（現中期防期間末に実現可能性を検証）。

(注) コスト縮減率＝コスト縮減額／（装備品関連経費＋コスト縮減額）

コスト縮減額＝当初所要（効率化施策を実施する前の理論値）－実際の積算額

(2) 今後の取組

この数値目標の達成のため、具体的な施策を着実に実施していく。特に、陸海空自衛隊間の一括調達や短期集中的な調達は、コスト縮減のための有効な施策であり、既存の陸・海・空の枠組に捉われることなく、積極的にこれを推進していく。また、必要に応じて、効率化施策（企業に効率化努力のインセンティブを与え得る施策を含む）を追加していく。

こうした取組により経費抑制を進める一方、新たなニーズに対応するための装備品取得に係る経費等を確保し、全体として効果的かつ効率的な装備品取得を推進する。

4. インセンティブ契約の拡充

(1) 現状の課題

防衛省が契約時に行う原価計算においては、契約別の工数等に関する資料が十分に得られないなどの場合に、契約の履行に基づく実績額の監査を行った後に支払代金を確定する契約方法をとることが少なくない。この場合、企業の契約履行過程における効率化努力によりコストダウンしても、減額変更されるためコストダウンの成果が企業側に還元されず、さらに、次回契約以後の契約額、利益額の減少となるため、企業側にコストダウンに取り組む意欲が生じにくい。他方、費用超過であっても契約額は増えないことから企業の不満も大きい。

インセンティブ契約制度は、企業に対し、利益の増大を動機付けとしてコストダウン活動に積極的に取り組ませ、装備品の調達価格低減を図ろうとするものである。企業のコストダウン活動は、生産性の向上、低コスト体質の強化・促進にも資するものであり、ひいては防衛生産技術基盤の強化にも繋がるものと考えられる。欧米諸国では、発生コストを補償した上でコストダウン等が実現した場合に利益を追加的に付与するコスト補償型契約や企業の自助努力を期待する確定契約を活用している。

防衛省においても、平成 11 年に減価提案制度を導入し、平成 14 年に制度を拡充してインセンティブ契約制度として改正し運用している。しかしながら、これまでの約 9 年間で 2 件の適用にとどまっており^(注)、調達価格の低減が達成されたとは言いがたい状況にあり、現行制度を見直し、実効力ある新たな枠組の構築を目指してきたところである。

(注) ① 現行のインセンティブ契約制度

- ・ 企業の有する技術または製造ノウハウを活用し、価格の低減が達成できるもの
- ・ 技術提案料として、5 年間、低減額の 1 / 2 相当額を付与
- ・ 技術提案を外部委員会の意見も踏まえ、確認試験等を行い審査

② 現行のインセンティブ契約制度がほとんど活用されなかった理由として、企業より、要件が技術提案に限定され日々の企業努力を反映することが困難、技術の適用は量産段階からでは困難、審査手続きが煩雑で基準が不明確、利益の保障や付与方法でメリットが少ないことなどが挙げられている。

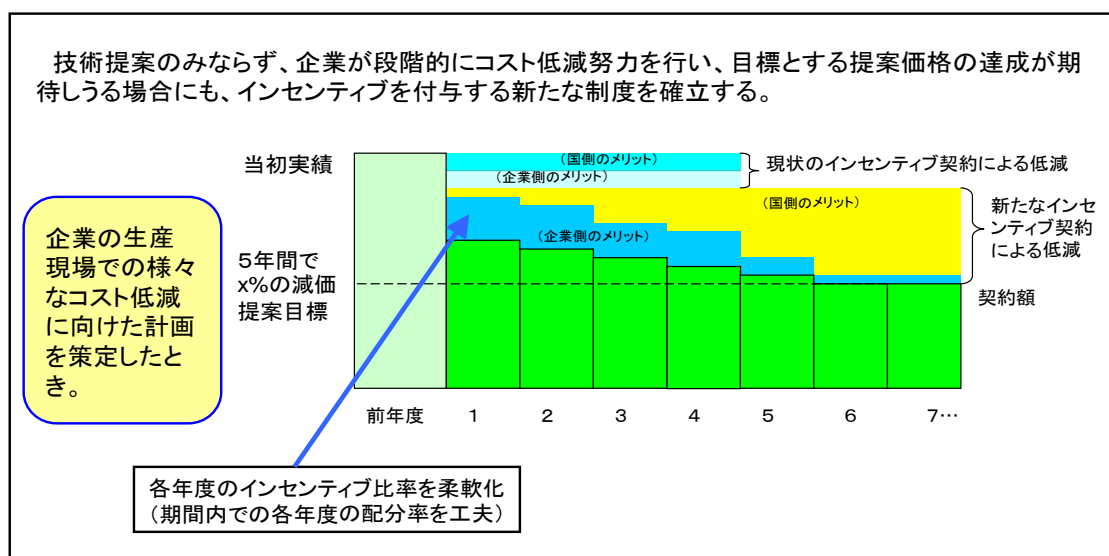
(2) 今後の取組

(ア) 新たなインセンティブ制度の導入

- ① 新たなインセンティブ契約制度としては、提案要件、適用範囲、インセンティブの大きさ、審査手続きの面から改善を図ることとする（図 7 参照）。

- ② 提案要件については、技術提案に限定せず、新たな生産体制や新規設備の導入など減価が直ちに期待しうるもの、あるいは、生産現場での効率化活動など減価が段階的に期待しうるものなど、多様なコスト低減努力を対象とする。
- ③ 適用範囲としては、ライフサイクルを通じたコストダウンが実現しうるよう制度を構築する。量産段階のような反復継続契約では企業の効率化計画に沿って早期の確定契約化を行うこととし、研究開発や量産初期のようなリスクの高い段階の契約では企業の創意工夫によるコストダウンにインセンティブを付与することとし、量産移行時に適用可能な技術や製造ノウハウを確立した場合には、現行の技術提案制度を適用し量産初期段階からコストダウンが実現しうるようにする。
- ④ インセンティブの大きさについては、より魅力あるものにするため、5年間の期間内での各年度のインセンティブ比率を柔軟化する等の工夫を行う。
- ⑤ 審査手続きについて、防衛省側の各部局による重複的な審査の排除、生産現場における審査・確認、書類審査の充実等、手続きを簡素化するとともに、要領を定めて手続きの明確化を行うこととする。
- ⑥ 新たなインセンティブ契約制度を導入するに当たり、インセンティブ契約の企業提案の適正性を検証することが必要であり、原価構造に関する官民の情報共有を行うための統一的な基準を策定していくこととする。開発、量産初期段階での製造工程やコストを管理するための仕組みや量産段階での企業のコストダウン計画を審査するため原価計算の精緻化を行うためのガイドラインを逐次整備していくこととする。

図7 新たなインセンティブ制度のイメージ(例)



(イ) 今後の予定

上記の方針に従い、20年度より新たな制度を導入することとする。新制度の運用に当たっては、企業側の取り組み状況や防衛調達審議会の意見も踏まえつつ、フォローアップしていくこととする。

5. 民間委託の拡充

(1) 現状の課題

防衛省においては、従来から業務の効率化のため自衛隊の任務遂行上支障を生じない範囲で民間委託を実施してきている。また、現在、総人件費改革への対応として部外への委託の範囲を拡充（陸自において給食業務、海自において補給・整備業務等、空自において文書管理等補助及び出入門管理等の拡充に取り組むことを計画）しつつあり、同改革に着実に取り組んでいるところである。

他方、今後、装備品の高度化、任務の多様化に対応するためには、個別業務ごとに部外への委託の検討を行っていく従来型の民間委託だけでは限界があり、総合取得改革の観点から、トータルコストの把握を含む費用対効果を分析しつつ、更なる民間委託の拡充のための新たな手法の活用等が必要である。

(2) 今後の取組

今後の民間委託の拡充への取組としては、上記に加え、民間の資金、経営能力及び技術力を施設整備等に活用するPFI（Private Finance Initiative）の一層の推進や、民間に自主的な改善・効率化活動を促し、装備品の可動率向上や長期的なコスト低減を図ることを目的とするPBL（Performance Based Logistics）の手法の活用可能性の検討が考えられる。

- ① PFI手法の活用については、これまで年度ごとに事業を選定し、検討してきたが、今後、より一層の推進を図るため、「規制改革推進のための第2次答申」（規制改革会議）を踏まえた取組の中で、平成20年中に防衛施設全体を対象とした民間開放の指針及び中長期的な計画を策定し、爾後計画に従い、逐次実施することとしている（図8参照）。

図8 PFI事業で実施した海自呉史料館



- ② PBLは、装備品の補給・維持に係る業務について、個々に工数に応じた契約を結ぶのではなく、民間業者が包括的に信頼性や可動率を保証する契約を結ぶものであり、当該業務の効率化・合理化が大いに期待されるものの、複数年度契約や予算費目の柔軟性が求められるなど、我が国の契約制度等に馴染まない面も見受けられる。したがって、その実態を把握するため諸外国の事業ごとの調査研究を行う必要がある。今後、PBLの我が国への適用が可能であれば、平成21年度以降に制度設計を行うことを予定している。

6. 統合運用の視点に立った装備品取得

(1) これまでの取組

自衛隊の装備品については、これまでも、統合運用を前提に、①護衛艦に陸・空自衛隊のヘリコプターを搭載可能とする等の装備品間の仕様の整合化、②コスト低減も図りつつ、部品の相互融通等により相互運用性等を向上するための装備品の共通化、③各自衛隊の指揮システムや業務系システムの統合化等による統合運用基盤の強化、④上記①～③を考慮した研究開発の推進等の取組を行ってきた。

(2) 今後の取組

統合運用における三自衛隊の役割分担と装備の在り方を踏まえた上で、類似装備品の仕様共通化や計画的な各自衛隊間の一括調達等によるコスト低減効果を検証しつつ、救難・衛生、輸送、警戒監視等の分野において、

統合運用に資する適切な装備品整備について、今後検討を促進する。

また、統合幕僚監部及び陸上・海上・航空幕僚監部等の関係者により装備品に関する運用構想、共通化・ファミリー化、統合運用ニーズ等について包括的な検討及び調整を行うため新たに設置する枠組の具体化、統合運用の視点を踏まえた研究開発事業の評価、研究開発における車両・誘導弾のファミリー化の検討、各自衛隊間で装備品・部品の在庫情報や仕様書情報などを共有するシステムの構築（平成22年度からのシステム運用開始を目指す）、等を推進する。

7. FMSの一層の改善

(1) 現状の課題

FMS調達には、米国政府が武器輸出管理法に基づき、武器輸出適格国に対し装備品等を有償で提供するものであり、価格及び履行時期は米国の見積りとされ、支払いは前払いとする等の条件が各国共通に適用されている。

このような基本的な仕組を背景に、装備品等の納入が目標時期より遅れる場合や、前払金の精算までに長期間を要する場合がある、価格内訳の開示が十分でないなどの問題点があり、従来からその改善に向けて種々の取組を行ってきている。

(2) これまでの取組

(ア) 新精算方式（ACCP）の導入（平成9年）

FMSケース（契約）の価格は見積りであり、納入完了後、米国が精算を行って、代金が確定する。一般的に多くの品目が含まれる大型ケース、米軍や他の多くのFMS購入国が同時に注文をしているケース等については、精算に長期間を要する場合がある。

新精算方式（Accelerated Case Closure Procedures）は、納入完了後2年以内を目途にみなし精算をすることにより、早期価格確定、早期ケースクローズ（契約完了）を図る制度であり、我が国は平成9年に参加した。この結果、納入完了後2年以上経過しているケースで精算が完了していないものの未精算金額は、最近の5年度間で、平成14年度末の約407億円から平成18年度末の約204億円へ大幅に減少した。

(イ) 利子付口座の開設（平成17年）

FMSの支払いは前払いが原則であり、前払い金は、米連邦準備銀行に入金される。従来、我が国の支払った前払い金は、無利子口座（トラストファンド）に入金されていたが、調整を経て、平成17年3月に利子

付口座の開設に至った。その結果、平成 17 年度は約 21 億円、平成 18 年度は約 58 億円の利子を国庫に収納した。

(ウ) 価格の透明性の拡大

FMS の価格の透明性の拡大を図るため、平成 14 年度及び平成 15 年度のイーゼス装置等の見積りについて、コンポーネント（主要構成品）ごとの価格内訳を入手し、内訳を精査して価格低減を実現した。また、平成 17 年度より、一部のケースの引合書（契約書の原案）の作成に参加することにより価格内訳を入手しており、平成 18 年度より、役務ケースについて、工数や旅費を記載した工数旅費データシートの提供を受けている。

(エ) 修理物品の早期納入

装備品等の修理については、基本的に同一物品を修理して返納することとされているが、平成 15 年から、一部の修理品について、米軍が保有する同一製品の修理完了物品の返納等を認める方式を採用し、早期納入が可能となった。

(3) 今後の取組

引き続き納入遅延及び精算遅延の低減、価格内訳の入手拡大等、FMS の各般の制度改善を求めていくこととする。特に、価格内訳の入手については、現在、役務ケースが大半であるが、今後、物品についても、価格内訳の入手を拡大する点を中心に取り組んでいく。

8 技術研究開発の評価の強化等

(1) 現状の課題

- ① 防衛省においては、研究開発が効果的・効率的に行われるよう、事業の各段階（事前・中間・事後・追跡）で評価を実施している。この評価については、開発経費や量産コストの抑制等総合取得改革の観点からの評価が必ずしも十分でないことや、政治任用者を含めて省内で評価内容を共有する時期が必ずしも適切ではなく、予算要求などの意思決定プロセスへの反映が十分でないことが課題となっている。
- ② また、近年、諸外国では装備品の国際共同研究・開発が活発化しており、防衛省としても、米国との間で国際共同事業を進めてきているところである。国際共同事業が欧州を中心に活発化している背景としては、

NATO諸国間の協力の深化や欧州統合の流れとともに、冷戦終結等を背景とした防衛産業の多国籍化の進行等が挙げられる。国際共同事業には、資金分担による開発経費の低減、技術リスクの低減、量産効果による調達経費の低減等の利点がある一方、参加国間での要求性能の調整や経費・生産分担の交渉が困難であること、他国の計画変更によるリスク等の問題点がある。

(2) 今後の取組

(ア) 研究開発評価体制の確立

研究開発評価に係る課題に対応するため、平成20年度より、防衛大臣政務官を委員長とする技術評価委員会を設置し、新たに実効性のある効率的な評価体制を構築する。技術評価委員会では、予算要求を検討している開発事業及び主要研究事業について、予算要求に関する省内検討・調整の早期の段階において、統合運用の視点も踏まえつつ、個々の事業で達成しようとしている目標及びその目標を達成するための手段として適用技術、事業経費、事業期間等が適正かどうかを評価する。開発経費や量産コストの抑制等総合取得改革の観点を重視して優劣を評価することとする。技術評価委員会での評価を踏まえ、経費の見直しなど必要な事業の適正化を行った上で、研究開発の効率化を図ることとする。

(イ) 技術交流の推進

① 効率的・効果的な研究開発に資する国際協力を推進するため、各国との技術交流をより活性化する。米国との間においては、さらなる交流の深化（新規研究開発案件の調査、技術者交換計画の活発化等）を図るとともに、デュアル・ユース技術分野を足掛かりに米国以外の各国との技術交流（相互比較試験の実施、職員の派遣、情報交換等）を推進する。また、各国の技術及び研究開発の方向性に関する技術調査等を実施する。

② また、防衛省として効果的・効率的な研究開発に資する国際協力を推進するためには、活発化しているこうした国際共同研究・開発に係る背景や利点・問題点等について、一層検討を深める必要がある。

9. 中央調達・地方調達の見直し

(1) 現状の課題

防衛省では、装備施設本部において主に艦艇、航空機、武器、車両等の

主要な装備品や各部隊で共通的に使用するものを調達し、各自衛隊やその他の機関において主に部隊等の任務遂行に密着したものを中心に調達しており、前者を中央調達、後者を地方調達と呼んでいる。

中央調達、地方調達では、その性格から、取扱う品目や手続に相違があるが、近年、調達に関する手続等のより一層の透明化、多様な事態や海外での自衛隊の活動への迅速な対応が求められており、その観点から、中央調達、地方調達に関する手続等の見直しを行う必要がある。

(2) 今後の取組

(ア) 調達の透明性の一層の向上

① 地方調達に係る第三者監視の実施

装備品等の調達に関する第三者監視機関として、本省に防衛調達審議会が設置されているが、昨年11月、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも第三者監視機関を原則として設置することとされた。これを受け、従前、地方防衛局の発注する建設工事について契約の監視を行っていた各地方防衛局に設置している入札監視委員会（部外有識者で構成される第三者監視機関）を見直し、全ての契約の監視を行うこととした。

② 高額な随意契約の大臣承認等

平成20年度から、地方調達においても、業務の効率に配慮しつつ、現行の中央調達と同じ基準（主要な装備品は1.5億円以上）で、高額な随意契約に関する大臣の承認を得ることとする。

③ 調達に関するデータの一元管理

地方調達を含めて調達に関するデータを一元的に管理する体制を整備することとし、平成21年度予算要求を行う（平成20年度からマニュアルで実施し、21年度にシステム設計、22年度予算要求によりシステムを整備する）。これにより、調達に関するデータを必要に応じて迅速に取得できること、調達に関する各種分析が容易となること、同様の調達を検索し、まとめ買いを行うための検討の資を得ることが容易となること等、調達の透明性向上、効率化に大きな効果が期待できる。

(イ) 多様な事態や海外での自衛隊の活動への迅速な対応

部隊運用上の要求への即応性及び柔軟性を確保するため、緊急の必要がある場合に地方調達とすることができる基準に、現行の災害派遣等の

他、緊急の海外派遣、緊急の故障修理、緊急性の高い安全対策を平成 20 年度に追加する。

10. 装備品選定についての計画段階・調達段階の業務分担の在り方

(1) 現状の課題

現状においては、装備品の選定・調達について、その種類、取得形態によって、防衛政策局と経理装備局との業務分担が異なっており、それに伴って、対外説明、価格低減、競争性拡大等に関する責任にも差異がある。また、装備品選定等について、意思決定の透明性をより高くする必要がある。他方で、装備品選定については、付加的な機能・性能の評価等といった細部事項に、相当の労力が費やされる面がある。

(2) 今後の取組

- ① 個別の装備品選定・取得における責任を明確にし、その透明性を向上させるとの観点から、装備品選定手続の競争性、透明性及び効率性向上のための方策について具体的に検討する。検討に際しては、防衛政策局、経理装備局、各幕僚監部、技術研究本部、装備施設本部から人員を選出し、組織横断的な作業チームを設置する（作業チームは、関係者の連携強化を目的とするものであり、意思決定が必要な際には、作業結果を適宜大臣等の幹部や関係部局に報告し、判断を仰ぐ）。
- ② より透明で効率的な装備品選定手続を具体的に検討の上、機能・性能や選定手続についての検討が今後本格化する次期救難ヘリコプター（UH-X、海自・空自の救難ヘリコプター（UH-60J）の後継機）又はその他の適当な装備品について、防衛政策局が必要な機能・性能の検討、経理装備局が機種・取得方式の検討等を担当する形で、業務分担に関する試行を実施する。この際にも、組織横断的な作業チームを設置する。
- ③ 以上の措置等と並行して、航空機の機種選定について、参加者募集の公示等の制度化、選定理由の説明内容の拡充等の手続の見直しを図り、さらには競争入札方式の適用拡大を検討する。
- ④ 個別装備品についての試行等の状況、航空機の機種選定についての検討の状況等を踏まえて、爾後の計画段階・調達段階の業務分担の在り方及び透明性の高い、かつ合理的な装備品選定手続の在り方について検討

する。

IV 終わりに

改革のための施策の推進については、施策の立案もさることながら、その着実な実施への道筋を明確にすることが極めて重要である。

このため、総合取得改革推進プロジェクトチームにおける検討においては、迅速かつ具体的な施策の実施に特に留意してきたところであり、各施策の分野ごとに極力、実施のためのスケジュールについて具体的に記述している。

今後、このようなスケジュールを踏まえ、予算措置を伴うものや、段階を追った施策の実施等が不可欠なものもあることから、主要結節毎に施策の進捗状況等について必要なレビューを行うこととする。このような取り組みにより、本プロジェクトチームの報告内容の実現を通じて、後戻りや足踏みのない総合取得改革の推進に努めていくこととしている。

